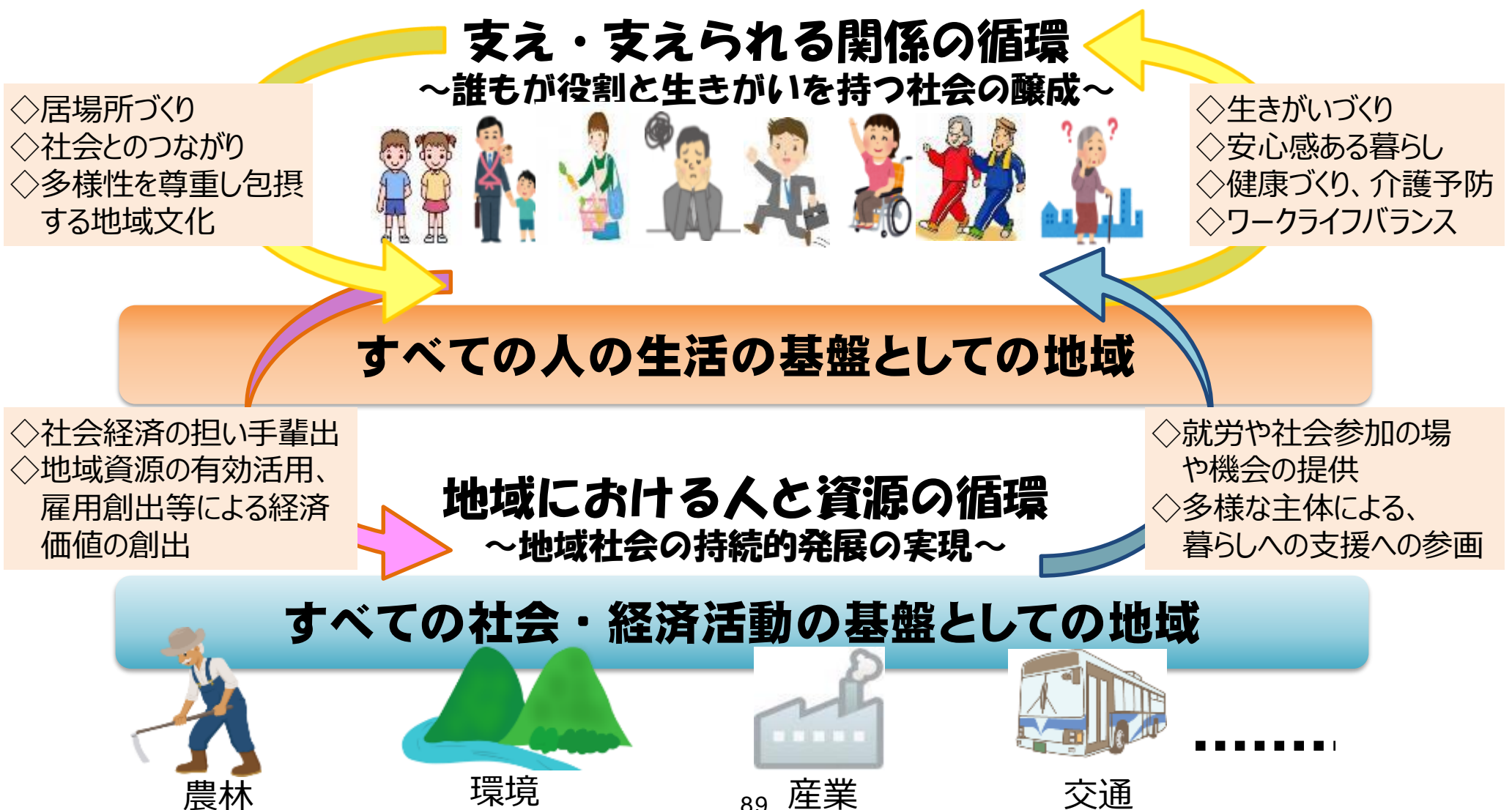


# 1 地域共生関連

## 地域共生社会とは

◆ 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））



## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。
  - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



## 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
  - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
    - <最終とりまとめで示された方向性>
    - 本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
      - I 断らない相談支援      II 参加支援      III 地域づくりに向けた支援
- (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)  
世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)      等

## 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

### 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

### 2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能      等

### 3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる	センター長	田中 滋	埼玉県立大学	理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長		知久 清志	埼玉県福祉部長	
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター	理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション	代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう	理事長		植草学園大学	客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	理事長	原田 正樹	日本福祉大学	副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会		平川 則男	日本労働組合総連合会	総合政策局長(第6回まで)
	半田市障がい者相談支援センター	センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科	教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院	教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長	
佐保 昌一	日本労働組合総連合会	総合政策推進局長(第7回から)	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター	センター長	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部	教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター	業務執行常務理事	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科	准教授

(◎:座長)

### 4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年 5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日(木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日(金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日(火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日(火)	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日(木)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日(月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日(火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

## I 地域共生社会の理念

- **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

## II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」と「**つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）**」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

## III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

### 1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「**断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援**」の3つの支援を**一体的に行う**市町村の**新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援</li> <li>① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</li> <li>② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</li> <li>③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能</li> <li>※ ②及び③の機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。</li> <li>○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</li> <li>(例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。</li> <li>① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</li> <li>② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</li> </ul>

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

## III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

### 2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、**共通認識を持ちながら取組を進める**。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- **事業実施後も**、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、**関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

### 3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

## IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

### 1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めること**が重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、**職員全体に対して研修等を行う**必要がある。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

### 2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

### 3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

### 4 都道府県及び国の役割

- **都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

# (参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</li> <li>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</li> <li>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</li> </ul> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること</li> <li>・上記の①から③までの機能を有すること</li> <li>・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</li> </ul> <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</li> <li>・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う</li> <li>・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う</li> </ul>	<p>〔具体的な機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</li> <li>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</li> </ul> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</li> <li>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。</li> <li>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</li> </ul>
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・属性毎の相談支援の機能</li> <li>・多機関協働の中核の機能</li> <li>・継続的につながる機能</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</li> <li>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が必要であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。</li> </ul>

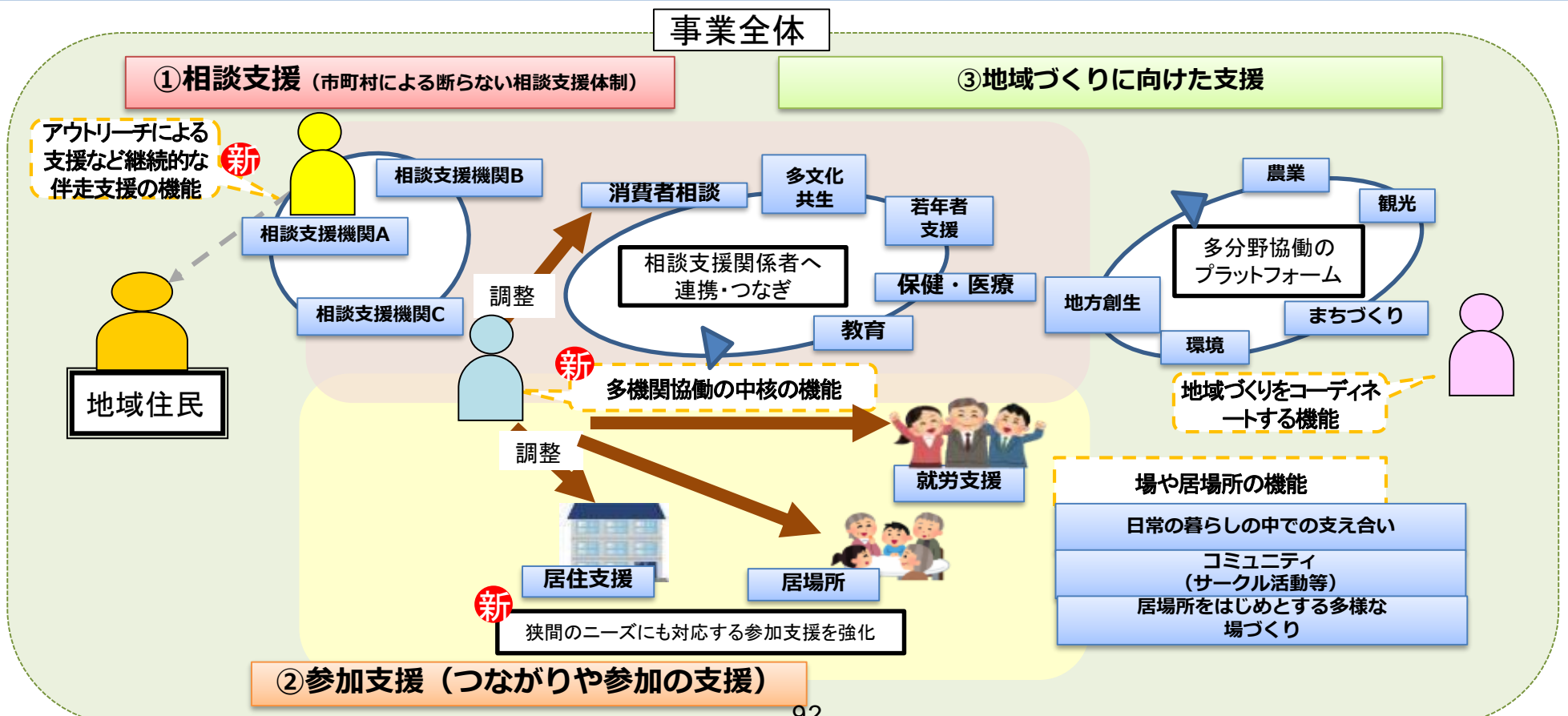
※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

## 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中で、以下のような課題がある。（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ・従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
  - ・属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

### 社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
  - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
  - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

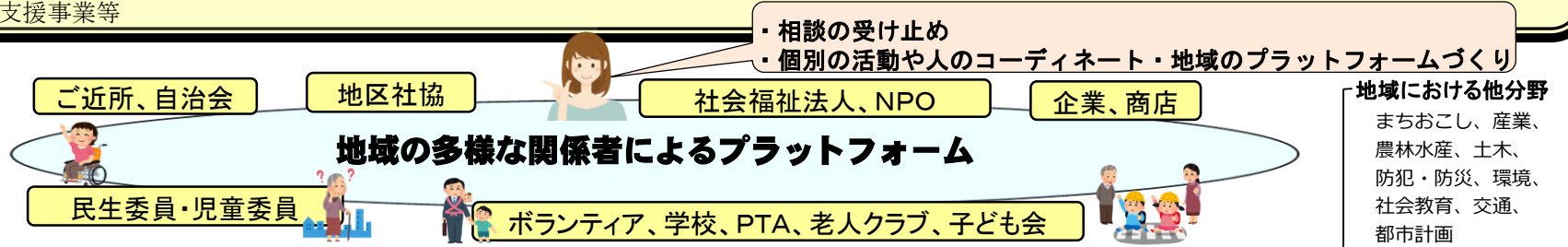
(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

**新** ▶地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

**新** ◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

## 2 ひきこもり支援関連

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（R1：全905自治体）

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- ★アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（R1：496自治体）※国庫補助協議ベース

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- ★就労準備支援等の実施体制の整備促進
- ★就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- ★中高年が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- ★調査研究や広報の実施



多職種チームによる専門的助言



安心できる居場所



ひきこもりの状態にある者



ひきこもりの状態にある者の家族

チームによる支援

来所・電話相談

県域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター  
多職種チーム

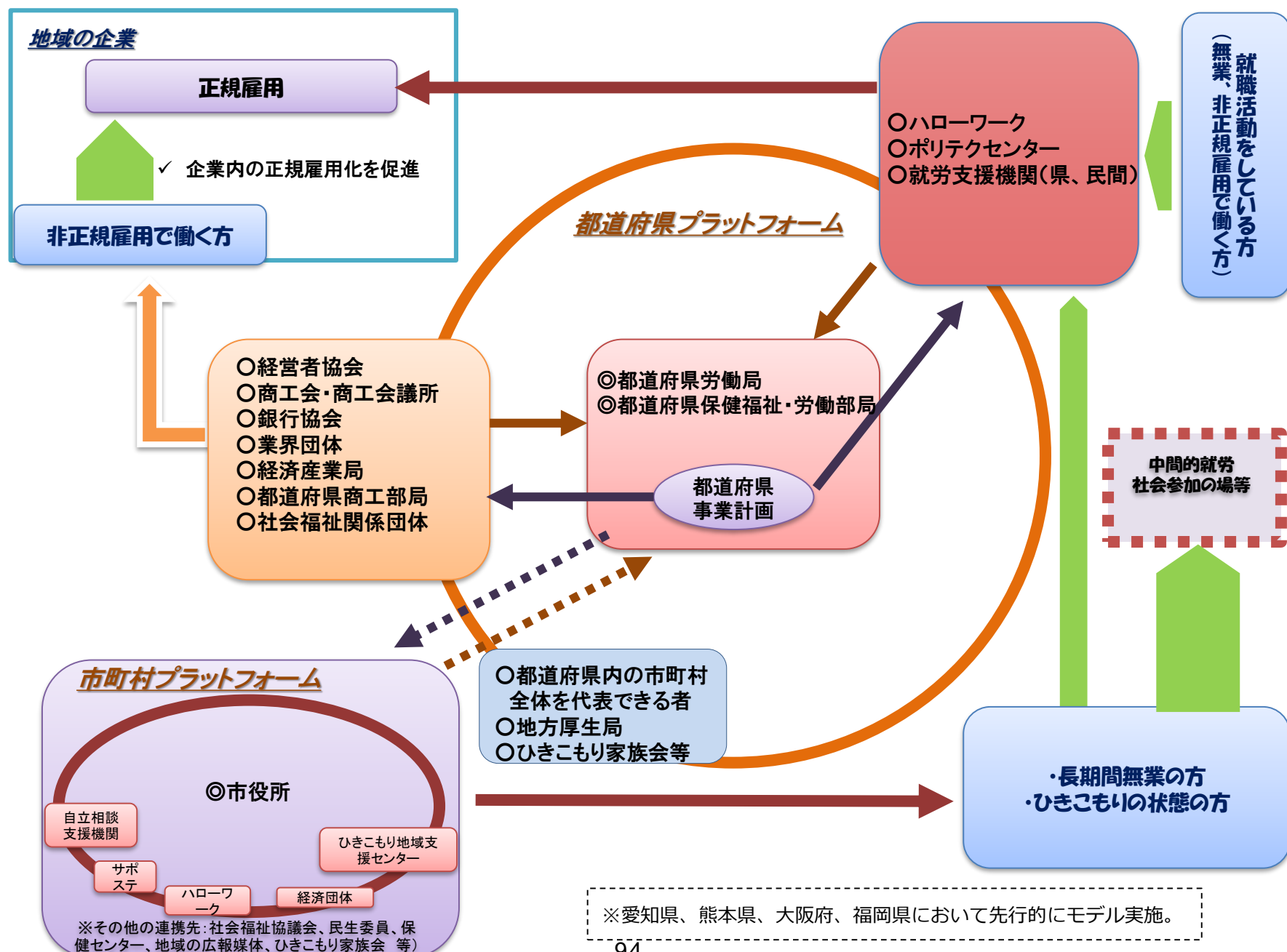
ひきこもり地域支援センター（R1：67自治体）

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- ★法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポート）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



※愛知県、熊本県、大阪府、福岡県において先行的にモデル実施。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る  
令和2年度予算案、令和元年度補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算において、以下の事業を盛り込んでいる。

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員(仮称)を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進 5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 3.3億円+1.0億円

ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実 11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

- ①中高年の者が参加しやすいような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催 等

地域共生社会の実現 487.1億円の内数

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

- ◆ 生活福祉資金の新しい貸付メニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。(令和元年度補正予算12.4億円)
- ◆ ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。(令和元年度補正予算4.5億円)

本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

令和2年度予算案：0.1億円

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

実施主体：国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案：31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】**都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：市等  
補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
  - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
  - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。(なお、令和元年度における前倒し実施も可能とする。)

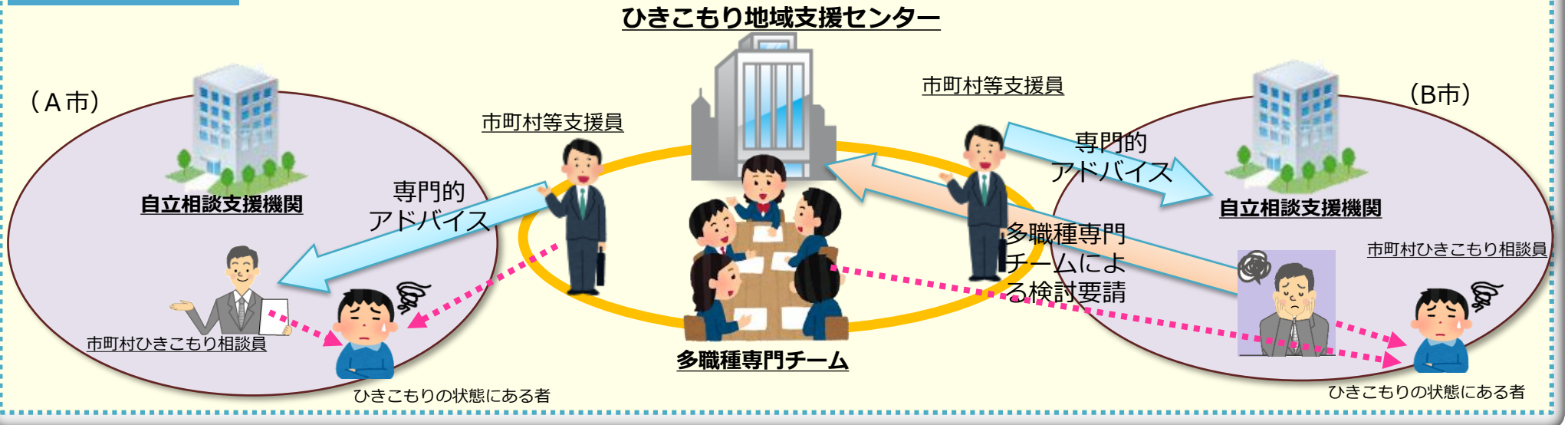
# ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

令和2年度予算案：11.5億円

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市  
補助率：1/2

## 事業イメージ



# ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

令和2年度予算案：1.2億円

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

実施主体：国

# 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案：5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体：市等  
補助率：10/10

## 事業の概要等

### 実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

### モデル箇所数

- 30箇所程度

### 事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。



- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
  - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県  
補助率：10/10

事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

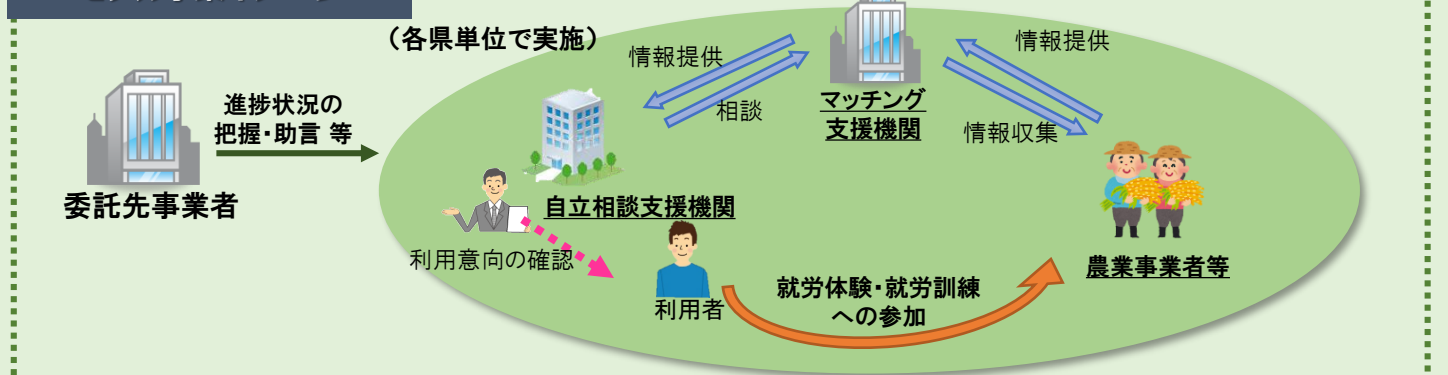
実施主体：国

事業内容

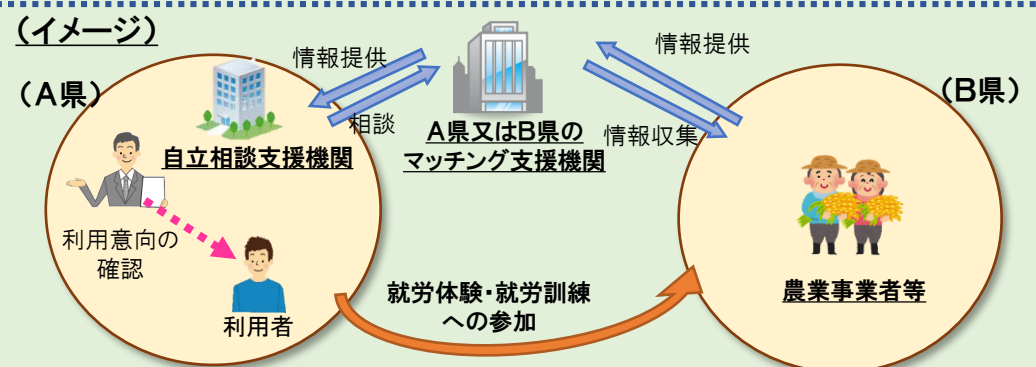
- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。  
また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、中高年の者に適した支援の充実を図るため、  
市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- (例)
- ・中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
  - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
  - ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

実施主体：都道府県、市町村  
補助率：1/2

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

## 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算：12.4億円

### 【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。  
※ 福祉資金(福祉費)：技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

### 【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

### 【実施主体】

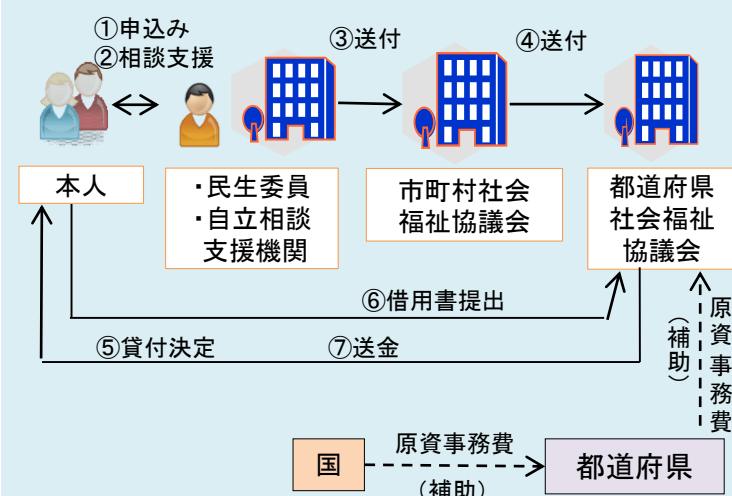
各都道府県社会福祉協議会

### 【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円  
・PC、サーバ等経費(補助率1/2)

○令和元年度補正予算：12.4億円  
・貸付原資の積み増し(補助率2/3) 9.0億円  
・システム改修費(補助率10/10) 3.4億円

### 【事業スキーム】



# ひきこもりサポート事業の強化

令和元年度補正予算：4.5億円

## 【要旨】

- 市町村等におけるひきこもりサポート事業の一部について事業実施時期を前倒しして、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行い、ひきこもり支援の充実を図る。

## 【事業内容】

### ○調査研究

「就職氷河期世代支援プログラム」において「対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な方に支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、市町村等が、施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行うために必要な経費に対して補助を行う。

### ○広報

市町村等において、ひきこもり支援窓口の明確化をした上で、支援窓口の住民への周知を図るため、市町村がひきこもり支援施策の広報を行うために必要な経費に対して補助を行う。

## 【実施主体】

市町村等

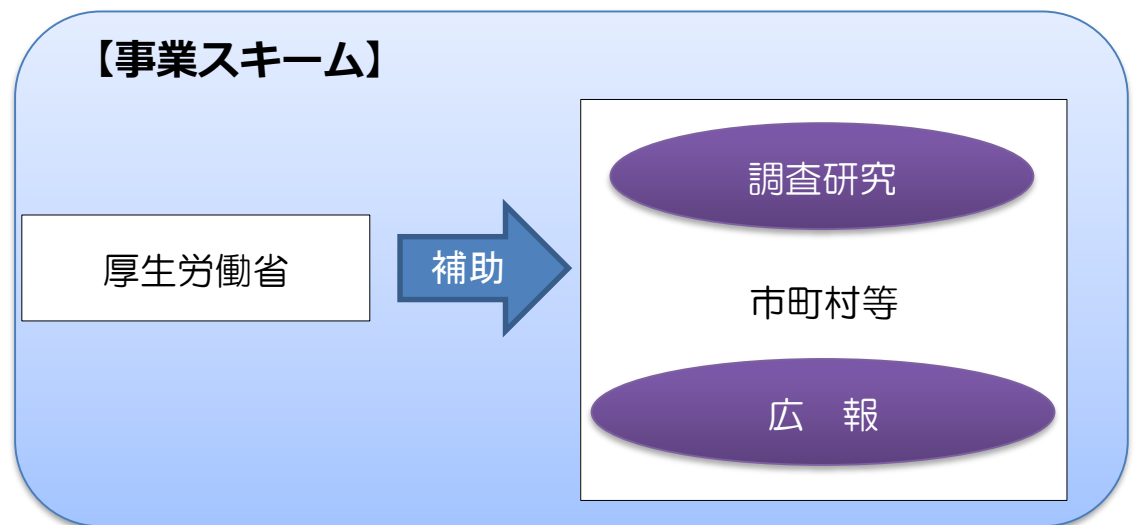
## 【補助率】

定額（補助基準額500千円）

## 【所要額】

4.5億円

## 【事業スキーム】



## 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部参考資料

- 就職氷河期世代の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現  
多様な社会参加の実現

## I 主な支援対象

- ◆ 不本意ながら非正規雇用で働く方（不安定就労者）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」「知識能力に自信がない」などの理由で、就職活動に至っていない無業の状態にある方等
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）**

## II 主な取組の方向性

### ➢ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

→ 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進

→ **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

### ➢ 就職氷河期世代、一人ひとりにつがる積極的な広報

### ➢ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

### ◆ 不安定な就労状態にある方

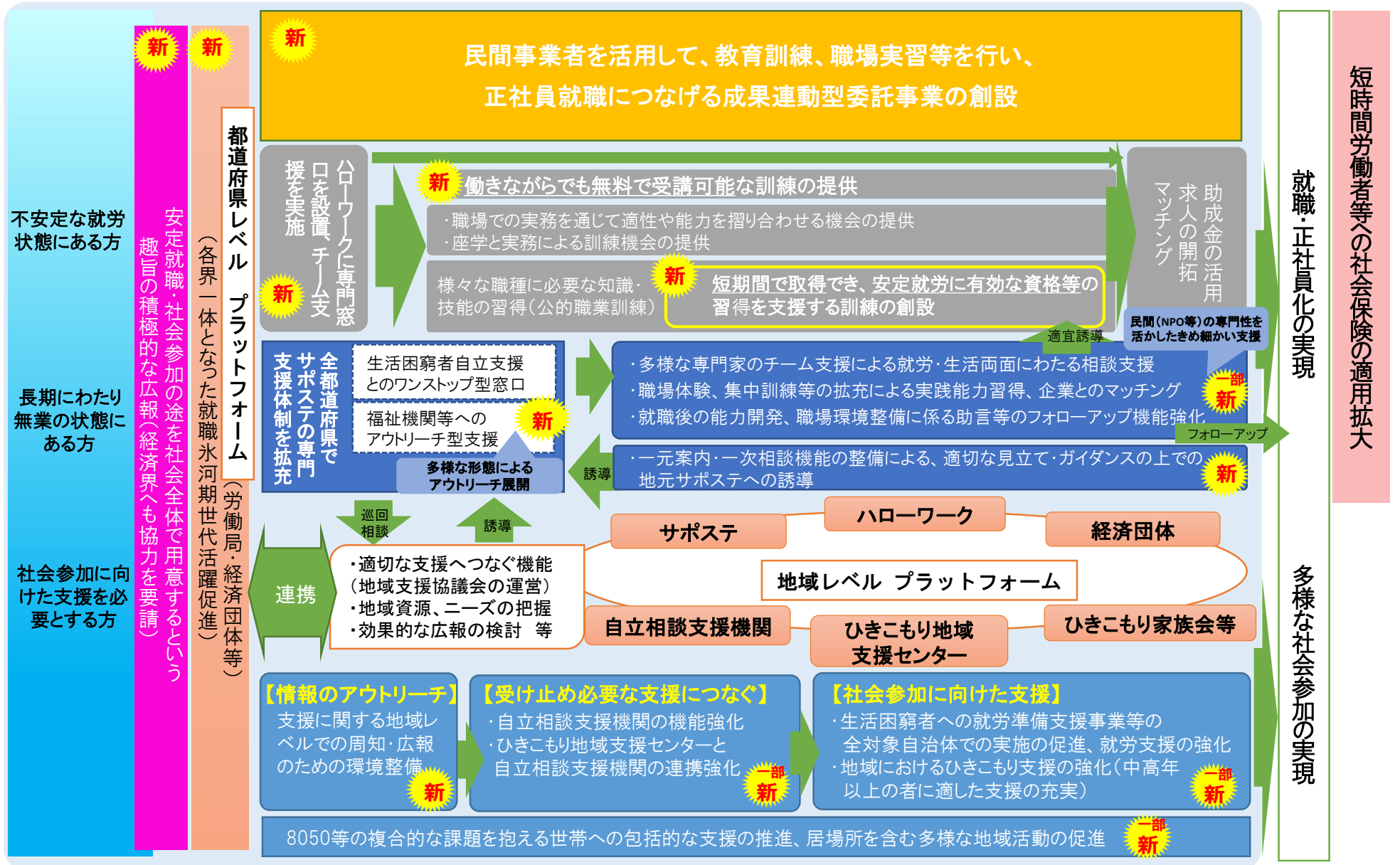
- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

### ◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
  - ① **生活困窮者自立支援とのワンストップ支援**
  - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
  - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

### ◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進



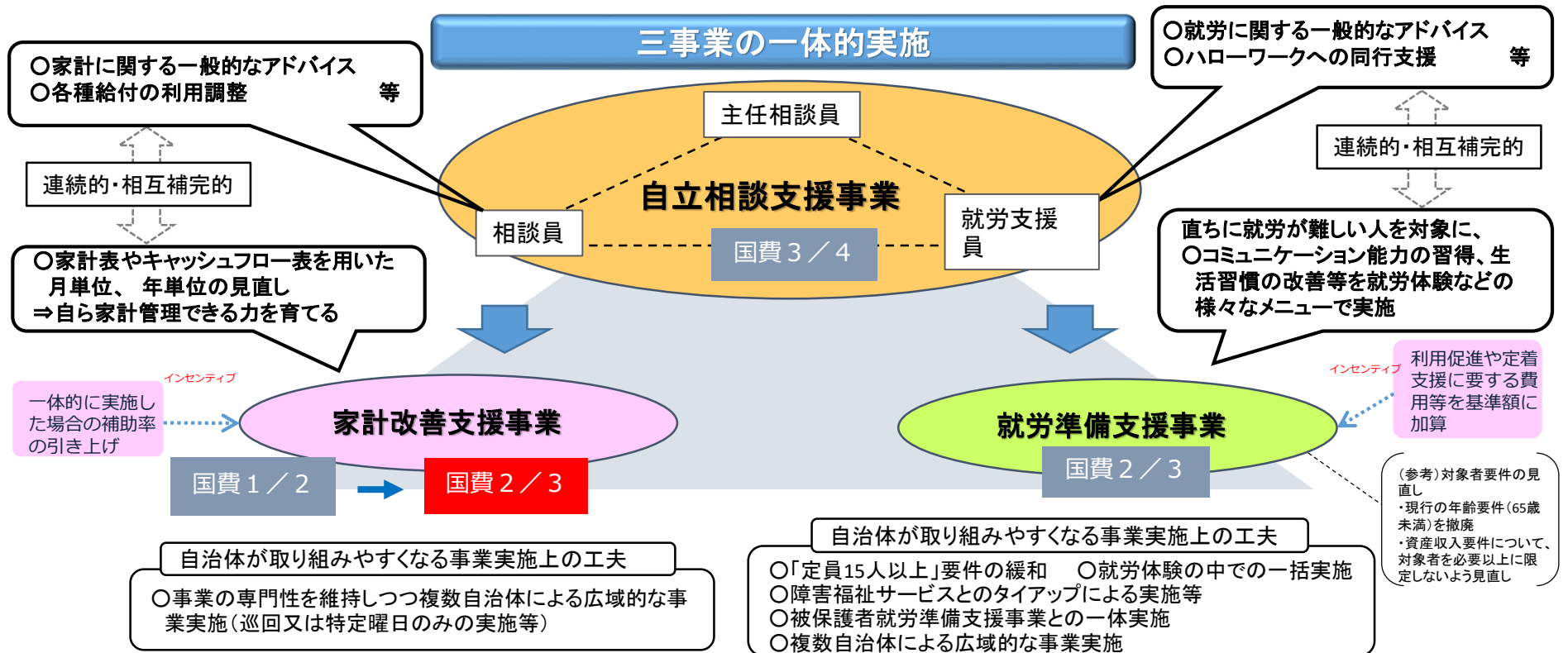
### 3 生活困窮者自立支援制度関連

# 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 平成30年度の法改正において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談の「出口ツール」として、いずれの自治体においても求められるものであるが、直ちに必須事業化するのではなく、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ることとした。
- 参・附帯決議（平成30年5月31日）においても、今後三年間の集中実施期間で実施体制の整備を進め、両事業の完全実施を目指すことということが盛り込まれた。
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
  - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
  - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
  - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

⇒ これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す



## 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 〇 施行後4年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- 〇 そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 〇 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 〇 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収 率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	-	-	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合85% (※令和2年度より90%)

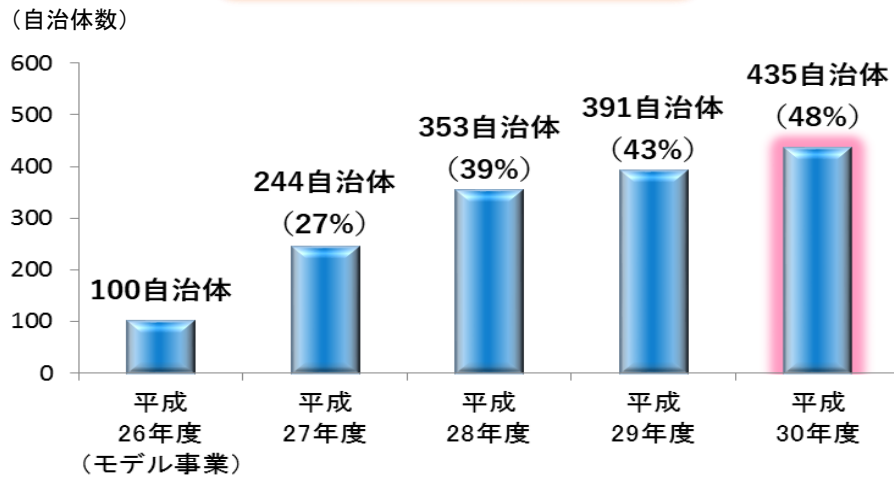
## 支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(2+3)/①
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		① 人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③		
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	-	6,946	-	-
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

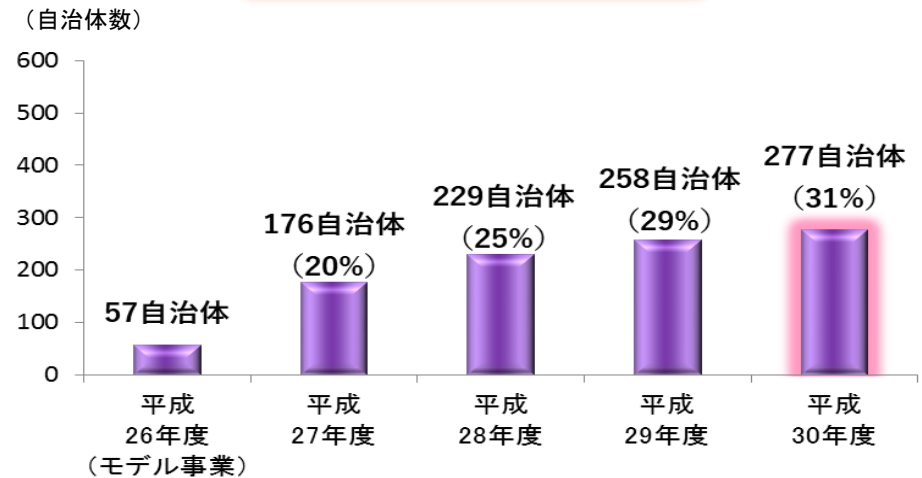
# 任意事業の実施状況について

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

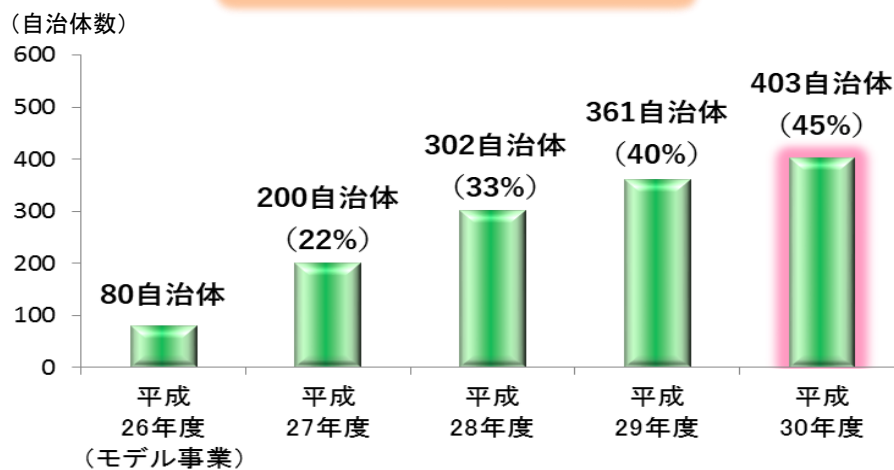
## 就労準備支援事業



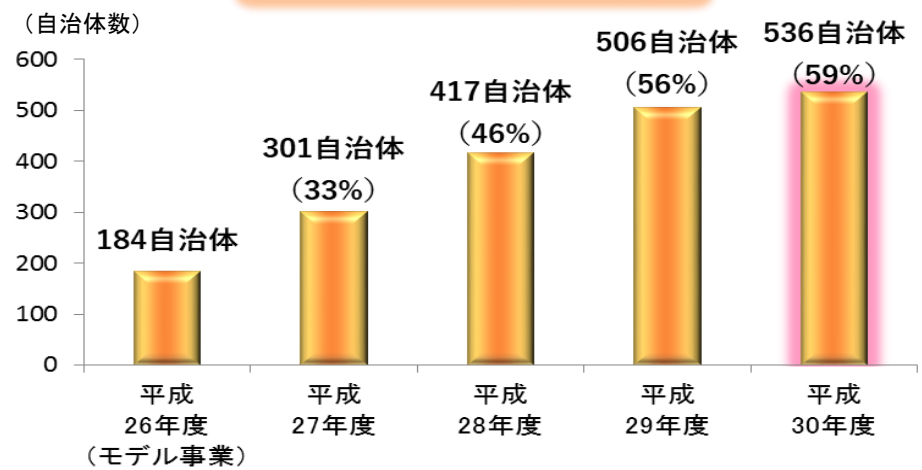
## 一時生活支援事業



## 家計相談支援事業



## 子どもの学習・生活支援事業



(出展)平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

# 新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (抄)

(平成30年12月20日(経済財政諮問会議決定))

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</li> <li>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】</li> <li>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】</li> <li>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</li> <li>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</li> <li>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</li> <li>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】</li> <li>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】</li> </ul>
	<p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。</p> <p>改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。</p> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p>					

# KPIの見直しと令和1～3年度の目安値について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに令和3年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、令和1～3年度の目安値を以下のとおり設定する。

現KPI (令和1～3年度)		
項目	令和1～3年度 目安値	
	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】
2万人未満		4件
2万人以上～3万人未満		4件
3万人以上～4万人未満		5件
4万人以上～5万人未満		7件
5万人以上～6万人未満		8件
6万人以上～7万人未満		10件
7万人以上～8万人未満		12件
8万人以上～9万人未満		13件
9万人以上～10万人未満		15件
10万人以上 (※人口10万人あたり)	16件	
年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体については人口規模別に設定		
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	
就労・増収率	75%	
プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合	90% (令和1年度 85%)	

## 「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」について

- 子どもの学習・生活支援事業については、困窮法改正により令和元年度から、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組の強化が図られている。
- また、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書において、「生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル等に課題を抱えている場合も少なくなく、学習支援以外の取組も行われることは重要である。」と指摘されている。
- 事業評価においても高校進学率など学習面での評価だけでなく、自尊感情の醸成など多面的な視点から評価することが重要である。
- このため、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」において、学習面のみでなく、「生活習慣の改善」、「意欲の向上」、「社会性の醸成」など多面的な視点から評価項目を設定し、事業者、利用者へのアンケート調査等を実施した。
- 調査結果の詳細は、厚生労働省HPに掲載されている報告書を参照されたい。(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525691.pdf>)

### 調査研究の概要

- 研究倫理等に関する有識者ヒアリング…子どもを対象としたアンケート調査を実施する上での留意事項など
- 事業者アンケート調査…事業での取組内容、事業者側から見た利用した子どもの変容など
- 利用者アンケート調査…事業利用後の意欲の向上や生活習慣の改善等について、利用者(子ども)自身にアンケート

### 調査項目の設定

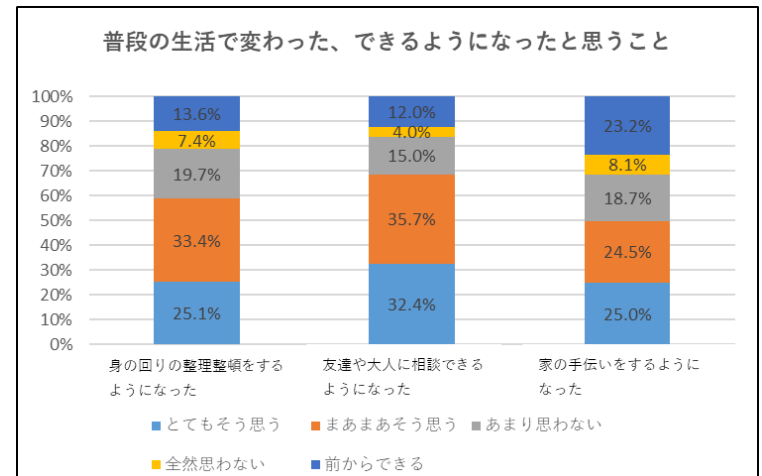
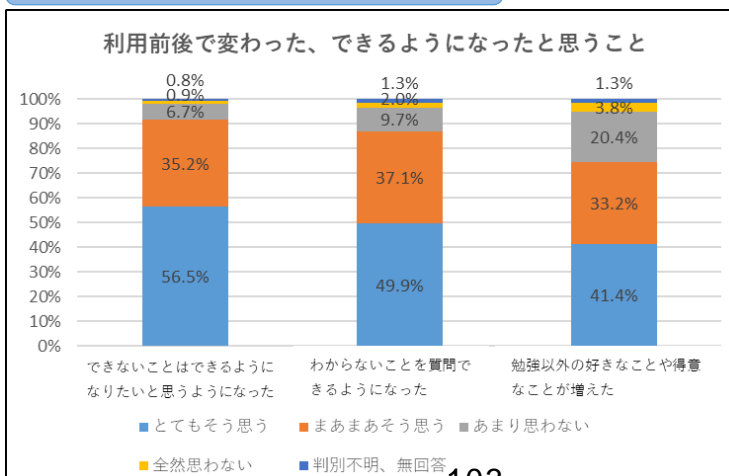
- 学習支援のほか、居場所づくりや相談支援といった学習・生活支援事業の機能を踏まえ、「意欲」、「学習」、「社会」、「生活」、「全体」といった視点から、事業利用前後における子どもの意欲の向上や社会性の醸成、生活習慣の改善状況等について調査を行った。

### 調査結果の概要

・ 子ども自身への利用者アンケート結果では、多くのケースで意欲の向上や生活習慣の改善が見受けられるなど、学習面以外の効果も確認された。

・ 有識者ヒアリングにおいて、「子どもを調査対象とする場合は、事前に保護者に周知し、回答するか否か自由意思を尊重することが必要」、「回答者が子どもの場合、設問数を絞る、表現を容易にする、ふりがなを振るなどの配慮が必要」等の意見がなされた。

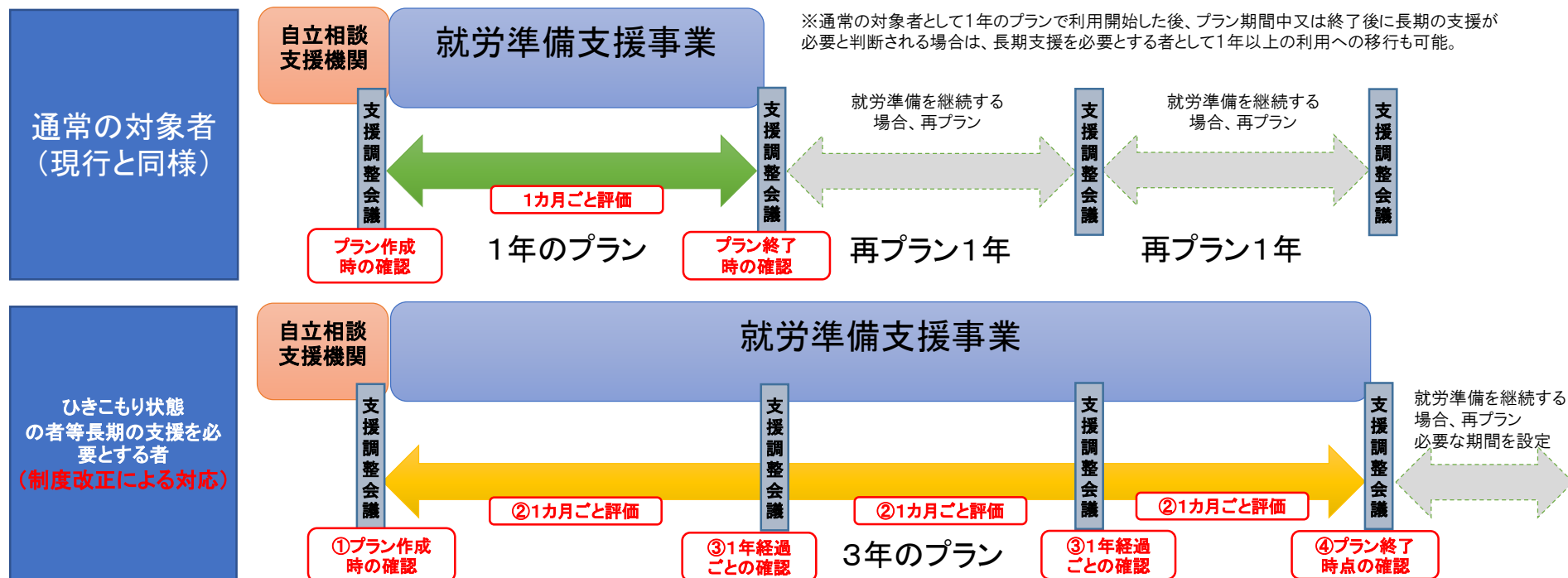
### 利用者アンケート調査結果の例



# 就労準備支援事業の利用期間にかかる制度改正について

## (改正の趣旨)

就労準備支援事業の利用期間は省令で「1年」とされている一方、対象者の中には、「ひきこもり状態にある者」等、就労に向けた長期の支援が必要な者が一定数存在することが明らかとなっている。現状、こうした利用者については、同事業に結びつけるまでの間、自立相談支援機関で支援を実施しているところであり、今般、**支援当初からこうした対象者像の方に1年を超えるプラン作成を認める(省令改正)**ことで、同事業による早期支援に結びつける。(令和2年4月1日施行)



- 就労準備支援事業の利用期間は、現行通り原則1年とし、ひきこもり状態にある者等、就労まで長期的な支援(1年以上)が必要と見込まれる者については、1年を超えるプランを作成することを可能とする。ただし、同事業が適正に実施されることを担保するため、通常行われる
  - ① プラン作成時の関係機関担当者による支援調整会議により、自治体の支援決定時の確認
  - ② 就労準備支援事業担当者による「就労支援プログラム」に基づく1か月ごとの評価による確認
 に加え、就労準備支援事業の実施中であっても、自立相談支援機関の就労支援担当者は、就労準備支援事業担当者との連携の下、定期的に利用者の状態像の変化を確認し、適切にプランの変更等を実施すること。また、少なくとも、
  - ③ プラン実施1年経過ごとで本人の1年間の支援内容及び本人の状況を検証し、就労準備支援事業の継続利用の要否について支援調整会議により確認
 さらに、
  - ④ 支援期間終了後、自立相談支援機関で「評価」をする際、再プランにより「就労準備支援事業を継続して実施する必要がある」と判断する場合、自治体担当者は、自立、就労の担当者と連携し、支援調整会議により③と同等の資料を検証し、必要性について十分検討した上で適切な期間を設定

## 地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和元年度補正予算額 30億円)

(内閣府作成資料)

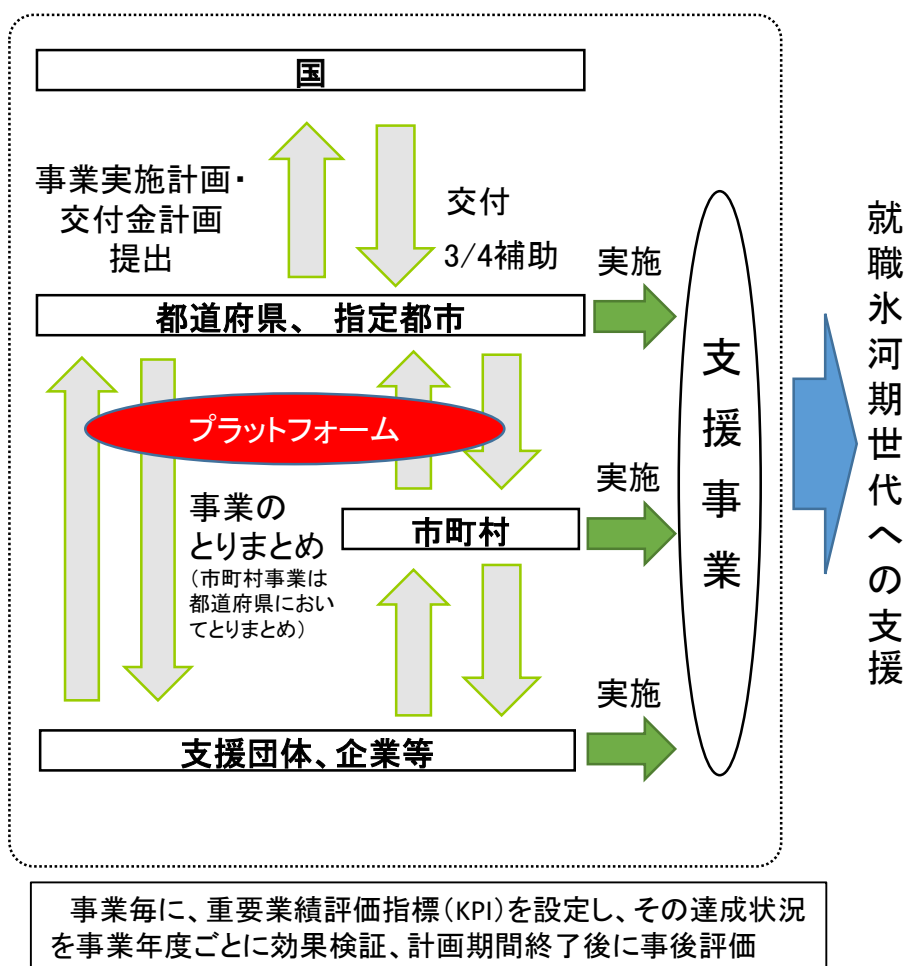
### 事業概要

- 就職氷河期世代支援においては、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等が連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するとともに、優良事例を横展開。

### 事業メニュー(交付金対象例)

- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
  - ・地域のシンクタンク等への委託 等
- 就職氷河期世代に特化した相談支援の実施
  - ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
  - ・ひきこもりの者に対する居場所の整備・提供
  - ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
  - ・長く働けなかった中高年の子どもと元気な高齢の親が、一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等
- 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
  - ・広域移動時の交通費の支給
  - ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
  - ・補助対象人数を超えた相談員の配置
  - ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
  - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

### 事業スキーム





# 住居確保給付金の要件緩和にかかる制度改正について

## 住居確保給付金の支給要件にかかる課題

- ①傷病により求職活動ができないまま支給終了となった者について、その後求職活動が可能となった場合であっても、再支給することができない(地方分権委員会提案事項)
- ②雇用保険の65歳以上への適用拡大や、就労準備支援事業における65歳年齢要件の撤廃など、65歳以上の高齢者における雇用環境が変化している。

## 対応方針

- ①生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、**求職活動を再開した際に支給を再開することができる**こととする。(令和元年12月23日閣議決定)
- ②高齢世代への就労機会の拡大を図っている中、自立相談支援機関における高齢者からの就労相談や、労働力調査における高齢世代の就労状況等も踏まえ、**支給対象年齢制限を撤廃**する。

上記に対応するため、**所要の省令改正を行うこととする。** 施行時期 令和2年4月1日

### ※傷病による一時中断・再開イメージ(省令改正後)

傷病によって求職活動ができなくなった場合、住居確保給付金を中断し、**回復後に再開**することができる。  
支給期間の総計(①+②)は、**現行通り最長9ヶ月間**



# 居住支援の強化について(地域居住支援事業)

- 一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して一定期間**(1年間)**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化【平成31年4月施行】

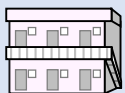
一時的居住のフェーズ  
《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

## 個別支援

### 一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供等



### 入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。

### 居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

(支援終了後を見据えた)  
支援体制の構築支援

安定した地域生活

## 環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。  
例)保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集等
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。

社会福祉協議会  
社会福祉法人



# 一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

## 熊本県

### 1 県の概要等

人口	1,780,079人	県内の市数	14市
面積	7,409.5 km <sup>2</sup>	参加自治体	9市
保護率	1.4 %	県内一時生活支援事業実施率	100%

### 2 実施方法について

実施方法	委託・借り上げシェルター方式
委託先	自立相談支援事業：各市において委託 一時生活支援事業：社会福祉法人グリーンコープ（県内9市合同実施）
事業費	17,940千円（令和元年度）
支援実績	【一時生活支援事業】平成27年度より実施 R元年度12月末現在支援実績：18人 借り上げシェルター：9室（熊本市内） ・施設長 1 ・夜間警備員 1  【地域居住支援事業】令和元年度より実施 R元年度12月末現在支援実績（延べ人数）： 訪問26人、電話66人、来所83人、病院等同行・行政手続き等支援 17人、

### 3 事業概要・実施のポイント

#### (1)事業概要

##### （シェルター事業）

- 県内9市と共同で実施しており、各市の自立相談支援機関からの要請により、熊本市内に設置した借上げシェルターにおいて、当面の衣食を供与し、宿泊施設を提供しながら、地域での自立を支援する。

##### （地域居住支援事業）

- シェルター退所者が地域で安定した生活を送るため、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助を行う。具体的には定期的な訪問や電話による見守り、日常生活に関する相談対応及び病院同行や他社会資源への仲介等を実施する。
- 年に2回シェルター退所者を集めた交流会の実施や、年賀状、暑中見舞いやバースデーカード等の送付を通じて交流を継続している

<交流会の開催、お祝いカードの送付>



#### (2)地域居住支援事業を実施した経緯

- 困窮法施行以前、ホームレス特措法により本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績がある。家族・親族との関係にねじれが生じ、社会的・経済的に問題を抱え、居所のない生活困窮者が対象であるため、柔軟な対応ができるノウハウを持つ職員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる社会資源の情報を持つ法人に委託している。
- 当初から地域に定着し安定した生活ができるよう訪問や交流会の実施等によるフォローを行っていた。

#### (3)委託先以外との連携について

- 入居支援：地元不動産業者

連携している地元不動産業者は、これまで生活保護申請者等で連帯保証人がいない者や賃貸保証会社の審査が難しい者の入居において、個々の置かれた事情・背景を理解した上で居住支援を行っている。委託先は、熊本県居住支援法人の指定も受けており、不動産業者や他団体との連携を図り、住居確保の支援を行っている。

#### (4)実施のポイント

- 県（町村）分は自立相談支援機関職員が1名シェルターに常駐し、相談者に直接伴走型支援を行う。
- 実務経験（ホームレス支援団体の相談支援員等）を有した人材を配置。
- 各市の自立相談支援機関とは、電話等での事前相談を受け付けたり、利用者本人の同意を得て自立相談支援事業のアクセスメント表を共有することにより、健康面・経済面等の入所後に必要な情報を円滑に確認しており、利用者の入所時の負担軽減になっている。入所後は、支援調整会議に参加し、情報共有を図っている。

### 4 効果、課題、今後の取組内容など

- 退所後の相談内容は、生活面・健康面が最も多く、同行支援や関係機関につながったケースがみられる。
- 広域で実施しているため、熊本市（シェルター）から遠方の自立相談支援機関の支援員が自立支援（入居支援や病院同行支援、就労支援等）を行うことについて、課題がある。
- 対象地域が県内9市及び31町村と広範囲のため、訪問支援等のマンパワー不足が課題。

# 子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善）

## 千葉県松戸市（一般市）

### 1 市の概要

人口	494,402人
面積	61.38km <sup>2</sup>
保護率	2.0%
子どもの学習支援事業利用者数	309人

### 2 実施方法について

実施方法	委託 集合型
委託先	NPO法人ワーカーズコープ 株式会社エデュケーショナルネットワーク 他3者
事業費	86,496千円（令和元年度）
支援実績	平成27年より実施 H30年度会場数：5 H30年度支援実績(延べ利用者数) 学習支援：14,373人 居場所：2,656人 心理カウンセリング：145人
対象世帯	☑生活保護受給世帯 ☑児童扶養手当受給世帯 ☑就学援助受給世帯
生活・環境改善対象	☑小学生 ☑中学生 ☑高校生 ☑保護者 上記以外 ☑高校中退者 (学習支援利用登録世帯に限る)

### 3 事業概要・実施のポイント

#### (1)事業概要

- 5会場のうち4会場は、学習支援以外の時間に居場所専用の時間を設け会場を開放。（居場所支援員が常駐）
- 居場所専用の時間を使い、事業者独自の取組を行っている。例えば、勉強合宿やクリスマスパーティ、卒業パーティを実施し、その中で夕飯やケーキを参加者と支援員と一緒に作る等の取組を行っている。また、保護者会を実施し、長期休みの過ごし方やゲーム・スマートフォンとの上手な付き合い方等の助言を行っている。
- 月2回以上、心理カウンセラーを配置して子どもや保護者が相談できる環境を整えている。
- 心理カウンセラーは支援員等に対して、注意を要する子どもへの接し方などの助言も行う。
- 松戸会場でのみ高校生の学習支援を実施しているが、松戸以外の会場でも、中学卒業後に高校生となった元利用者が会場を訪れ、自身の近況について話をしたり、現利用者に向けて体験談を語るなど、フォロー（交流）が継続することもある。

#### (2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

- 以前から学習支援に通う子どもの生活環境を心配する声支援員から挙がっており、会場によって独自の取組が行われていた。委託先の中には食育について熱心なNPO法人や、子育て支援に熱心なNPO法人もあり、月1回開催している連絡会議の中で各会場での取組の共有を行い、生活習慣・環境改善に関する取組が全体に広がっていった。



#### (3)委託先以外との連携について

- 自立相談支援機関、教育部局（教育委員会、スクールソーシャルワーカー）、子ども担当部局、学校、児童相談所 等

#### (4)実施のポイント

- 心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を活用。
- 連絡会議での困難事例や好事例（各会場の取組）等の情報共有。
- 複数の関係機関と密に情報共有を行い連携を図ることで、学習支援に限らず、福祉的な観点から利用者世帯に対する迅速かつ適切な支援につなげる。

### 4 効果、課題、今後の取組内容など

- 教育部局や学校との連携強化や保護者への助言を専門的に行える者の育成等。

鹿児島県大隅地区（都道府県）

1 地区の概要

人口	47,456 人
面積	813.31 km <sup>2</sup>
保護率	1.89 % (鹿児島県全体)
子どもの学習支援事業利用者数	211人(学習支援教室参加201人, その他個別支援10人)

2 実施方法について

実施方法	委託
委託先	大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体（3社への委託）
事業費	4,424千円（令和元年度）
支援実績	平成28年より実施 平成30年度支援実績:10人(149回)
対象世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当全額受給世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給世帯 上記以外 （以下に具体的に記載） 上記以外でも生活困窮世帯からの依頼を受けて支援を行っている。
生活・環境改善対象	<input type="checkbox"/> 小学生 <input checked="" type="checkbox"/> 中学生 <input checked="" type="checkbox"/> 高校生 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者 上記以外 （以下に具体的に記載） 高校未進学者、未就労者。

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 不登校またはその傾向のある児童・生徒への訪問支援…1～2週に1回自宅へ訪問して、宿題の実施、登校のサポート、進路相談、学習環境の改善、外出機会の提供を行う。
- 中学校を卒業した者への訪問支援…対象は、主に未就労・高校への未進学・高校を中退した者。1～2週に1回自宅へ訪問して、就労へ向けた準備や外出する機会の提供、転学や進学・原動機付自転車の免許取得のサポートを行う。
- 進学・中退防止支援、就労希望者への支援…2週間に1回程度放課後に学習支援教室を実施。問題集を解くことや小テスト、暗記問題に合わせて面接の練習や、高校在学中・進学後の悩み相談を行い、高校進学・中退防止を目指す。就労を希望する生徒への支援は、就労体験場所の提供や内職の実施、進路相談を行う。



(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

○家庭や校内でのサポートだけでは高校進学や登校することが難しい生徒がいることが分かってきた。同時に教員、スクールソーシャルワーカーやケースワーカーからの個別の相談や要望も増え、学習支援教室の開催以外の支援を開始することとなった。

(3)委託先以外との連携について

○各町の教育委員会や学校関係者、福祉関係者、ケースワーカー、児童相談所など。

(4)実施のポイント

- 大隅くらし・しごとサポートセンターは、福祉や教育系の出先機関や、大隅児童相談所がある、鹿屋合同庁舎内に設置され、関係機関との情報共有や事例報告を適時行うことができ、連携を強めている。
- 中学3年段階での支援や中学校との連携に力を入れている。高校への進学を目指すことがねらいではあるが、対象者は学力以外の困りごとがあるなど高校中退のリスクが高い。学習以外の支援や家庭への介入、高校進学後のアフターフォローも視野に入れ支援を行う。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- センターとの連携が取れている学校からの相談は多いが、制度の周知が行き届いていない学校もある状況。生徒数の多い学校や保護者への周知を通じて相談数の増加を図る。
- 県立の通信制高校と連携した学習支援教室を令和元年度に12回開催予定。より多くの16～18歳への学習支援、生活習慣や環境の改善に力をいれていく。

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
- ※ 福祉資金(福祉費):技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金（福祉費）	新たなメニュー
対象者	低所得者（市町村民税非課税世帯相当）、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利率	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可）	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可）

【実施主体】

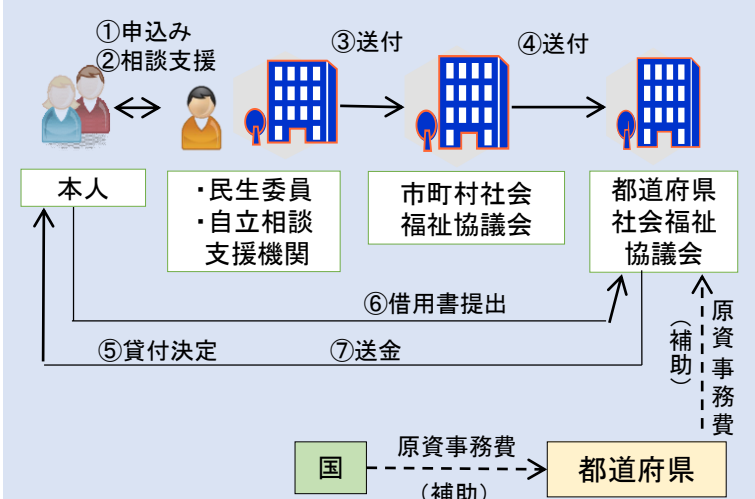
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円  
・PC、サーバ等経費（補助率1/2）

○令和元年度補正予算案：12.4億円  
・貸付原資の積み増し（補助率2/3） 9.0億円  
・システム改修費（補助率10/10） 3.4億円

【事業スキーム】



# 生活困窮者自立支援制度の推進（令和2年度予算案）

- 令和元年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

## 課題

### ○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等

ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進

ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

R 2年度予算案 487.1億円  
(R元年度予算額 438.2億円)

(参考) 令和元年度補正予算案  
技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円

## 対応

### ① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

➢ 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業（モデル事業）の創設【5.8億円】

### ② 自立相談支援や就労支援の機能強化等（事業内容の強化）

ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化  
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7億円】

イ. 就労支援の機能強化  
・ 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進（都道府県事業）【3.3億円】  
・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化（就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化（省令改正））  
・ 農業分野等との連携強化事業（就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング）の創設（国事業）【1.0億円】

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進  
・ 学習支援会場の設置促進【5.0億円】

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。  
また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

## 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

補助率：10/10

## 事業の概要等

### 実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

### モデル箇所数

- 30箇所程度

### 事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

# ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案 31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率：10/10

## 自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

### 事業内容

#### ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
  - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
  - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

#### イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

## イ 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和2年度予算案 3.3億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率：10/10

## 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

### 事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例~~100~~に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

## 就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

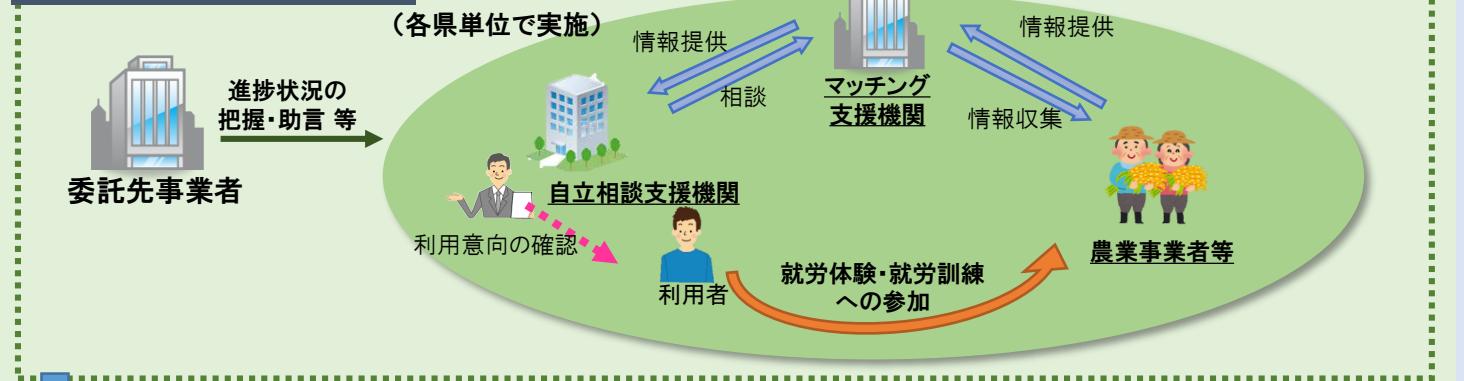
### 事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

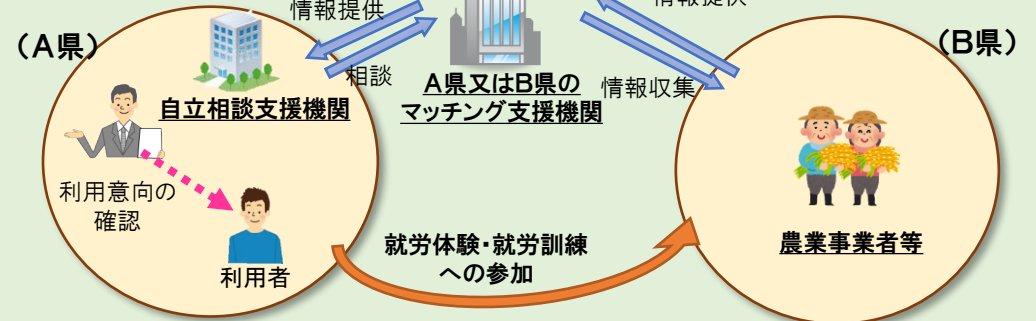
※国による事業として実施。

### モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

### (イメージ)



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

## ウ 子どもの学習・生活支援事業の推進

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

### 学習・生活支援事業の実施状況等

補助率:1/2

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

#### 実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

#### 利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

- 学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）
- ・子どもが行きたがらないから …34.1%
  - ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） …31.6%
  - ・事業があることを知らなかったから …18.7%
  - ・対象の学年・年齢ではないから …14.6%
  - ・近くにそのような事業がないから …11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

#### A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

### 対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



# 子どもの学習・生活支援事業支援実績加算（実施箇所数）の新設

- R2年度予算要求「子どもの学習・生活支援事業の推進について」として、実施箇所数に応じた支援実績加算を新設（予算額5億円）
- この加算を通じて、箇所数の増加を図り、①会場までのアクセスを改善し、遠方等の理由で参加困難となっている者の解消につなげるとともに、②実施規模が過大である会場について、参加者を分散させ、一人ひとりに対するきめ細かな支援につなげる。

## 加算要件等（検討中）

- 加算割合：基本基準額の1.5倍
- 加算要件：
  - ・人口10万人当たりの実施箇所数が基準数以上※であり、かつ、当年度中に1箇所以上設置する自治体（※基準数は当年度末時点で1.8（中央値）以上）
  - ・人口比によらず、基準数以上※設置しており、かつ、当年度中に1箇所以上設置する自治体（※基準数は当年度末時点で8箇所以上）
 ※上記のいずれかに該当することを要件とする

### （加算の考え方）

実施箇所数等に応じた支援実績加算として、一定の基準数以上を設置している自治体で、かつ、当年度中に1箇所以上増設することを要件とする。

なお、基準数については、以下のとおり設定。

- （1）1箇所のみの会場数を2箇所以上に増設する等アクセスの改善を図ることができるよう、人口10万人当たり1.8箇所（中央値）を設定 ※主に小規模自治体を念頭
- （2）複数箇所設置しているが、実施規模が過大となっている状況の改善を図ることができるよう、人口比によらず8箇所（上位1割程度）を設定 ※主に大規模自治体を念頭

【参考】基準額の増加額（検討中）

人口区分		基本基準額	新規加算 基本基準額 × 50%
2	万人	2,400	1,200
3	万人	3,300	1,650
4	万人	4,000	2,000
5.5	万人	4,900	2,450
7	万人	6,500	3,250
10	万人	7,700	3,850
15	万人	9,400	4,700
20	万人	11,900	5,950
30	万人	14,900	7,450
40	万人	17,900	8,950
50	万人	20,400	10,200
60	万人	24,700	12,350
70	万人	28,100	14,050
80	万人	31,500	15,750
90	万人	34,900	17,450
100	万人	38,300	19,150
110	万人	40,400	20,200
120	万人	41,700	20,850
130	万人	43,000	21,500
140	万人	44,200	22,100
150	万人	45,500	22,750
160	万人	46,800	23,400
170	万人	48,100	24,050
180	万人	49,300	24,650
190	万人	50,600	25,300
200	万人	51,900	25,950
210	万人	52,700	26,350
220	万人	54,000	27,000
230	万人	55,300	27,650
240	万人	56,600	28,300
250	万人	57,800	28,900
260	万人	58,700	29,350
270	万人	60,400	30,200
280	万人	62,100	31,050
290	万人	63,800	31,900
300	万人	65,500	32,750
300	万人	68,000	34,000

## エ 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化

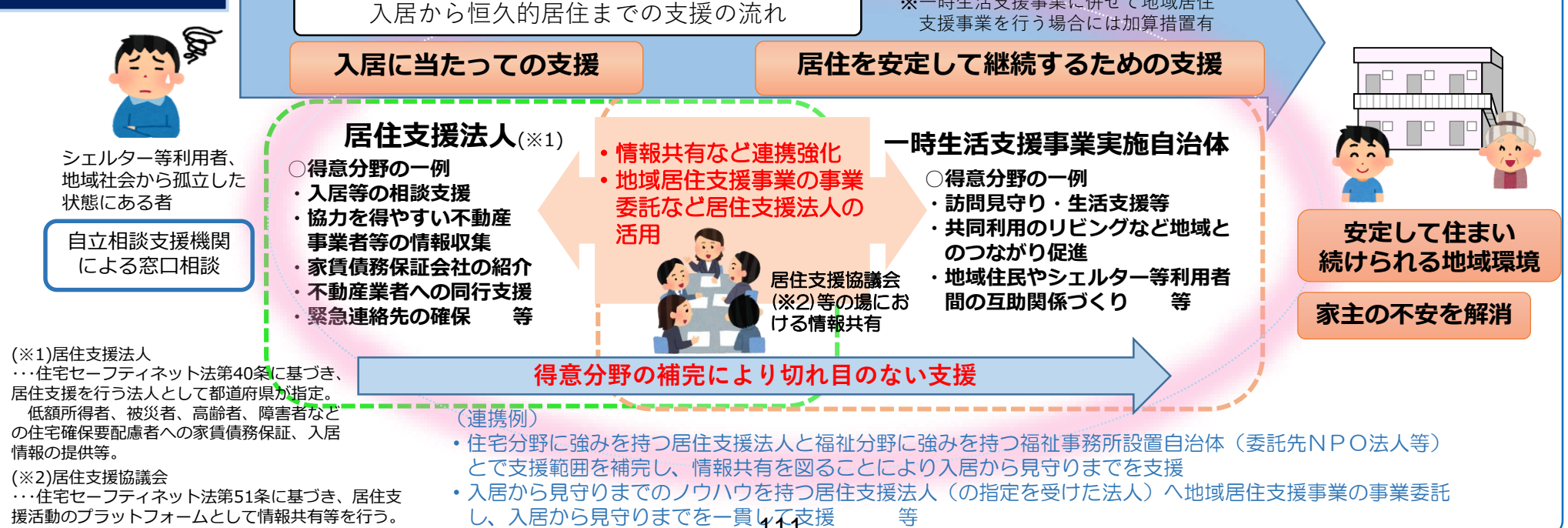
- 生活困窮者自立支援法の改正により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加するなど、居住に係るソフト面での施策を強化。
- 一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。
- 生活困窮者への居住支援を推進するためには、住宅施策と連携していくことが重要であり、厚生労働省における2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめにおいて、住まいの確保の支援として「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方策を検討」とされている。
- このため、地域居住支援事業における居住支援法人の事業参加の促進など、連携施策を推進する。

補助率：2/3

### 連携強化の概要

一時生活支援事業のうち、地域居住支援事業において取り組むこととなっている居住に困難を抱える者に対する、入居を後押しする支援、居住を安定して継続するための見守り等支援、互助の関係づくりや居場所の確保を目指す上で必要となる地域への働きかけ等に加えて、**居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択することとする。**

### 事業のスキーム



# 「地域居住支援事業」の体制強化について

- 「地域居住支援事業」について  
 困窮法改正により、シェルター等を退所した者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある困窮者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加し、令和元年度から施行。
- 「居住支援法人」との連携強化について  
 R1.12時点で、居住支援法人は、不動産事業者やNPO法人等を中心に40都道府県272法人が指定され、入居に向けた相談や見守りサービス等の支援を実施。生活困窮者への居住支援を推進するため、居住支援法人を地域居住支援事業の実施機関のひとつとして位置づけ、支援機関間での連携強化や事業の直接委託による活用促進を図る。

補助率：2/3

## 【地域居住支援事業の取組例】

①入居に当たっての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件ニーズの把握、物件探し、情報提供</li> <li>・保証人や家賃債務保証業者探しの補助</li> <li>・賃貸借契約に関する支援 等</li> </ul>	<p><b>R2強化事項</b>  <b>居住支援法人と連携し、入居から見守り支援まで切れ目のない支援を実施する場合の優先採択（下記参照※）優先採択に当たっては、①②は必須</b></p>
②居住を継続するための見守り等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問や電話等による見守り</li> <li>・安定した居住を継続するための助言 等</li> </ul>	
③互助の関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルター等退所者による交流の場の提供や会報の作成</li> <li>・地域づくりを通じた地域住民との互助の意識醸成、仕組みづくり 等</li> </ul>	
④地域づくり（地域への働きかけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流の場（サロン、コミュニティカフェ等）の開拓</li> <li>・関係機関・関係者とのネットワークづくり</li> <li>・地域関係者が集まる協議の場の設定 等</li> </ul>	

## 【参考】地域居住支援事業の対象経費と加算単価

【補助対象経費】	人口区分		加算額(円)
	・職員給与、諸手当	1万人～	2万人
・旅費	2万人～	3万人	2,000,000
	3万人～	4万人	2,300,000
・需用費 等	4万人～	6万人	2,700,000
	6万人～	7万人	3,000,000
(例)	7万人～	10万人	3,700,000
	10万人～	15万人	4,700,000
・訪問支援員の 人件費、旅費	15万人～	20万人	5,700,000
	20万人～	30万人	6,700,000
・電話や手紙等 通信費、印刷費	30万人～	40万人	8,300,000
	40万人～	50万人	10,000,000
・関係機関との 会議費 等	50万人～	60万人	10,700,000
	60万人～	70万人	11,300,000
	70万人～	80万人	12,000,000
	80万人～	90万人	12,700,000
	90万人～	100万人	13,300,000
	100万人～	110万人	16,700,000
	110万人～	120万人	17,000,000
	120万人～	130万人	17,300,000
	130万人～	140万人	17,700,000
	140万人～	150万人	18,000,000
	150万人～	160万人	18,300,000
	160万人～	170万人	18,700,000
	170万人～	180万人	19,000,000
	180万人～	190万人	19,300,000
	190万人～	200万人	19,700,000
	200万人～	210万人	20,000,000
	210万人～	220万人	20,300,000
	220万人～	230万人	20,700,000
	230万人～	240万人	21,000,000
	240万人～	250万人	21,300,000
	250万人～	260万人	21,700,000
	260万人～	270万人	22,000,000
	270万人～	280万人	22,300,000
	280万人～	290万人	22,700,000
	290万人～	300万人	23,000,000
	300万人～		23,300,000

## 【※居住支援法人との連携例】

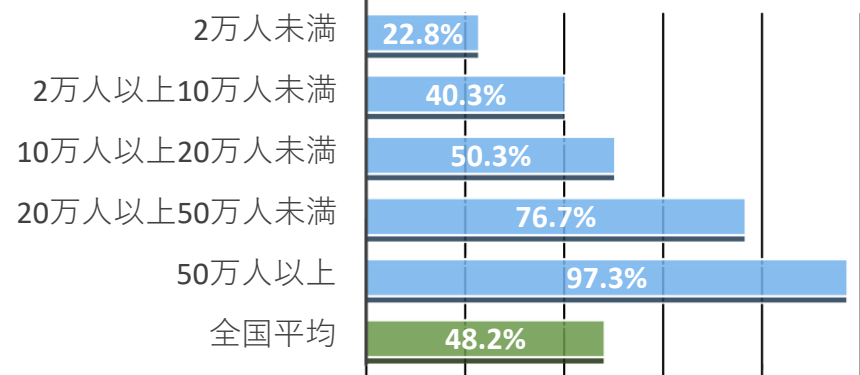
- ・居住支援法人の指定を受けた法人へ地域居住支援事業を事業委託し、入居から見守りまでを一貫して支援
- ・自治体や自治体から委託を受けた団体と居住支援法人の連携による事業の実施（居住支援法人と福祉事務所設置自治体（委託先NPO法人等）とで支援範囲を補完して入居から見守りまでを支援） 等

## 就労準備支援事業と家計改善支援事業の人口規模別実施率

就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施率については、人口規模の小さい自治体ほど低い傾向があるとともに、その要因として、社会保障審議会の部会において、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。」との指摘があった。

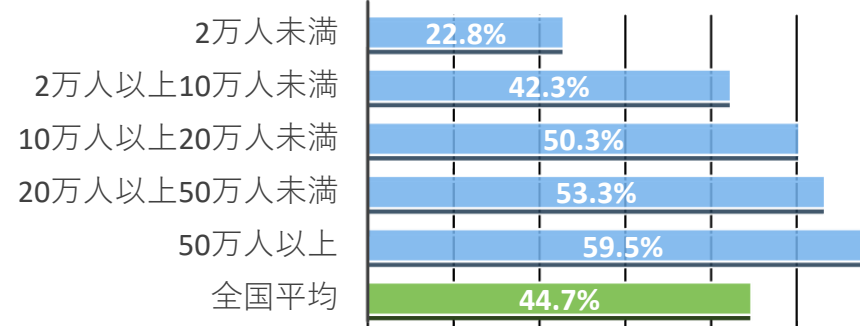
### 就労準備支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	519	209	40.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	120	92	76.7%
50万人以上	37	36	97.3%
合計	902	435	48.2%



### 家計改善支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	518	219	42.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	121	64	53.3%
50万人以上	37	22	59.5%
合計	902	403	44.7%





# 就労準備支援事業等の広域実施の取組事例

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。</li> <li>○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。（事務局を持ち回りで担当。）</li> <li>○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など</li> </ul>
市主体	富士市等12市	一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームレス等の支援でNPO法人POPOLLOを利用していた12市で協定を結び、「ベッド単位での契約による費用分担」の手法で各市が法人と委託契約を結ぶ形式をとっている。</li> <li>○富士市は、4ベッド（8名）の負担割合で委託。</li> <li>○常勤3名、非常勤4名の職員体制。設置型シェルター1箇所、借り上げシェルター（民間アパート）5室を用意している。</li> </ul>
京都府主体	京都府内7市10町村	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3地域で区域分けし、それぞれ地元の社会福祉法人やNPO法人と契約。</li> <li>○契約手続きは、府がプロポーザル方式で一括処理。</li> <li>○費用は、人口等を勘案して按分（参加自治体で按分（均等割10%、人口割45%、被保護者割45%）</li> </ul>
大阪府主体	大阪府内10市9町村	自立相談支援事業 就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会資源の開発等をより効率的・効果的に行うことを目的として、大阪府が管内自治体に働きかけ、複数の自治体で共同実施。</li> <li>○大阪府が委託先と契約締結。費用は、稼働年齢層人口等で按分。（基本負担額+稼働年齢層人口割負担額（基本3：人口1））。</li> </ul>
愛媛県主体	愛媛県内11市9町	一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛媛県内ではホームレス等がいる自治体やホームレス数が限られており、県が広域的に実施した方が効率が良いと判断。</li> <li>○会議等を通じて市に打診し、愛媛県知事と各市長との協定を締結して実施。</li> <li>○プロポーザル方式により、委託運営している。</li> </ul>
熊本県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業)	就労準備支援事業 家計改善支援事業 一時生活支援事業 学習生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。</li> <li>○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。</li> </ul>

※ 参加自治体は、令和元年度時点

## 居住支援をめぐる最近の動き

平成31年 4月1日	改正生活困窮者自立支援法に基づき、一時生活支援事業を拡充・強化した「地域居住支援事業」を施行 <b>法</b>	○初年度は14自治体の実施（補助金協議ベース）
4月8日	社会保障制度の新たな展開を図る政策対話（テーマ：住宅施策） <b>政府</b>	2040年を見据えた「社会保障改革」の新たな展開として、関連分野の視点を取り込み、厚生労働大臣が直接関係業界等と対話。 住宅政策分野（困窮関係）について、 ○ <u>居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における居住支援に係る事業での活用（事業参加の促進、関係者の協議の場づくり等）等、効果的な連携方策について検討</u> →令和2年度予算要求 等の対応方針を決定。
令和元年 6月29日	一般社団法人全国居住支援法人協議会設立 <b>民</b>	○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の全国組織 ○全国4都市で、地方整備局・地方厚生局連携のもと、居住支援法人等に対する研修会を実施 ○厚生労働省・国土交通省・法務省へ施策間の連携強化等に関する要望書の提出（R元.11）
12月20日	令和2年度予算政府案 閣議決定	居住支援法人を地域居住支援事業における事業実施者として明確化し、地域居住支援事業の実施体制を強化
12月25日 令和2年 2月19日	第1回居住支援懇談会 <b>政府</b> 第2回居住支援懇談会	○今後の居住支援政策の方向性について議論を進めるため、有識者、行政（厚生労働省・国土交通省・法務省）、居住支援団体を構成員とする懇談会を開催。
令和2年 3月10日	第6回居住支援サミット <b>政府 民</b> <b>政府 民</b>	○高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国土交通省と厚生労働省連携のもと、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援団体等で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として開催

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)

## 子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
  - ① 現大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

### 目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す  
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施

### 基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

### 指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加 (指標数 25→39)

## 指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

### 1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備  
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

### 2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**  
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ(児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業)等の両立支援

### 4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数数を年3回から6回に見直し(令和元年11月支給分～)
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

## 施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

## 2020年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- 昨年施行された改正困窮法において、「**市等の職員の資質を向上させるための研修の事業**」が、**都道府県の努力義務**と位置づけられたこと
  - 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、**各地域において、支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築**することが必要であること
  - 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、**地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること**
- を踏まえ、**2020年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。**

※支援の質の担保を図るべく、当面の間、国研修も一部継続する。(国と都道府県の役割分担は21ページ参照)

### 国研修(前期研修)の位置づけ

- 対象者  
これまでの国研修と同じく、支援員(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業)に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
  - ・ **初任者向けの基礎的な研修**と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。
  - ・ 基本的には、これまでの国研修と同程度の内容を、2.5日間に圧縮して実施予定。

### 都道府県研修(後期研修)の位置づけ

- 対象者
  - ・ **原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象**
  - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員(生活保護、障害、介護、地域共生等)、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
  - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。  
(具体的な要件は次ページ参照)

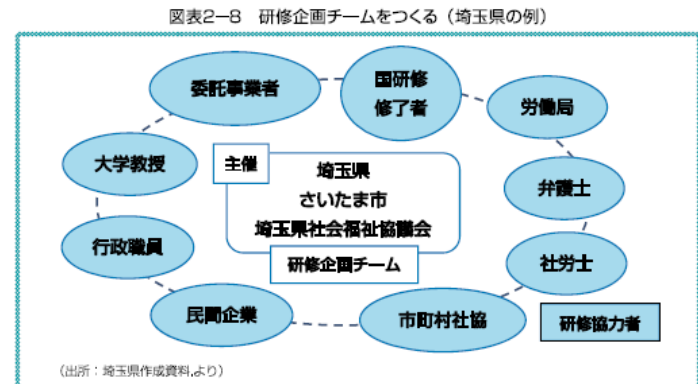
## ① 研修の実施方法の要件

### 1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
  - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

### 2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

### 3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

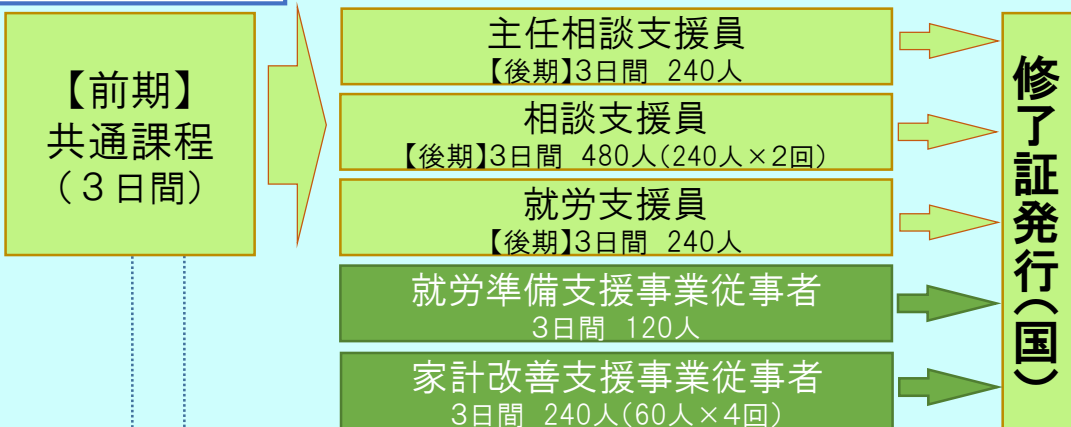
## ② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で**計10.5時間以上**の開催とする。
  - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

## 修了証要件を満たす研修における国・都道府県の役割分担について

2019年度まで

### 【国の役割】

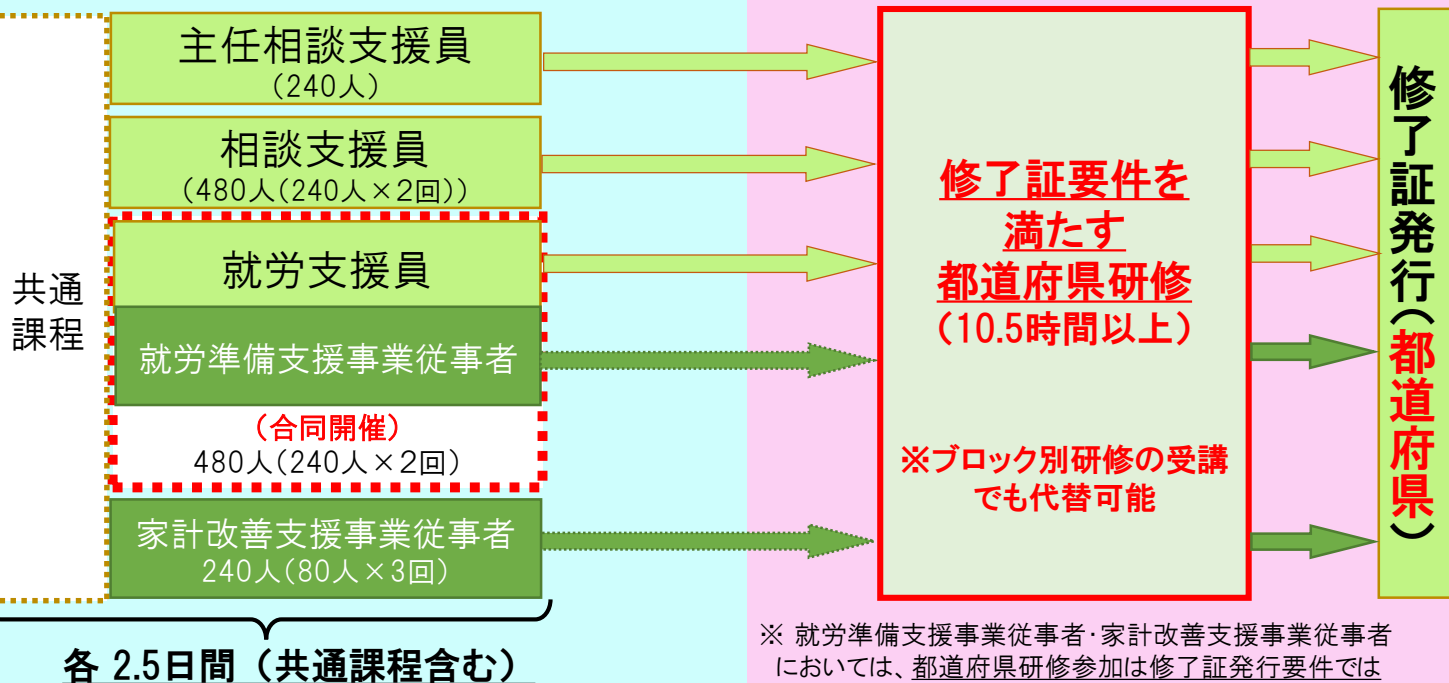


### 【都道府県の役割】

(参考)  
(修了証要件を満たす研修としては実施せず)

都道府県が独自に実施する研修

2020年度以降



都道府県が独自に実施する研修

※ 修了証要件とは別に、都道府県が独自に実施する研修(新任者研修、フォローアップ研修等)についても、引き続き実施されたい。

※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

各 2.5日間 (共通課程含む)

(現行の共通カリキュラム及び職種別カリキュラムを元に構成予定)

※上記以外に、担当者研修・テーマ別研修も実施予定。

# 生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書（平成29年12月15日）において、以下の指摘があった。
  - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
  - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示すべき**である」こと
- また、改正生活困窮者自立支援法の参・附帯決議（平成30年5月31日）においても、以下が盛り込まれた。  
「生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、**価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底**すること」
- 厚生省・附帯決議の内容を踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」（平成30年10月1日社援

## 委託先の選定に当たっての留意点

委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること**
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

## ○被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

令和元年10月15日

各都道府県  
指定都市 生活困窮者自立支援制度担当課(室)  
中核市 ホームレス自立支援担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。今般、令和元年台風19号により被災した生活困窮者に対してご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関においては、これまでも災害時等においてホームレスの方々への支援をはじめとした生活困窮者支援に適切に対応いただいていると承知していますが、特にホームレスの方々については、適時の情報を入手することが困難な状況であることが多いことに鑑み、各地域における巡回相談、緊急一時的な宿泊場所の確保のための一時生活支援事業の実施等により、適切に対応頂きますよう、引き続きよろしく願いいたします。

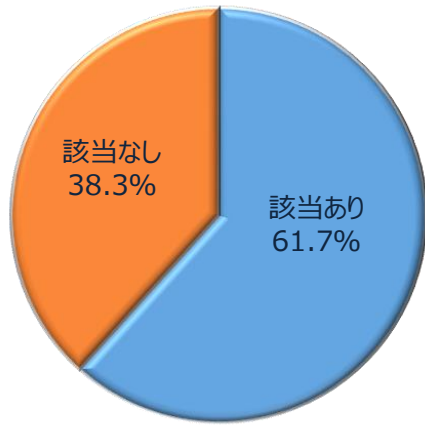
また、被災下においては、健康状態の悪化等が懸念されることから、巡回相談等における健康相談や医療機関への受診勧奨などについても、必要に応じ対応いただきますようお願いいたします。

今後同様の災害等が発生した場合において、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスの方々を含め、支援を必要とする方が、自立相談支援機関において、生活保護実施機関や災害対策担当部局等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、あらためて周知しますので、よろしく願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等へ周知いただき116ようお願いいたします。

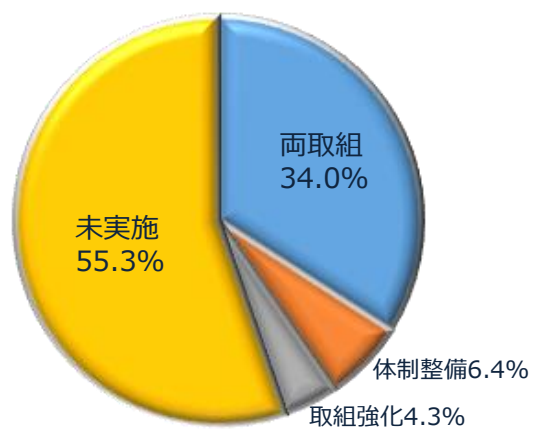
# (参考)新規加算の申請状況

## ●平成31年度 出来高加算（償還件数（不良債権））該当状況



該当状況	自治体数
該当あり	29
該当なし	18

## ●平成31年度 債権回収体制整備・債権回収取組強化の実施状況



実施状況	自治体数
両取組とも実施	16
体制整備のみ	3
取組強化のみ	2
両取組とも未実施	26

## 統計ツール帳票出力（抜 粋）

### 目 次

統計報告総括表	1
相談者等の状況①	2
スクリーニング①(支援決定・支援調整会議)	3
プラン②(一般就労目標の有無)	4
評価①(評価実施状況)	5
ステップアップ①(初回面談時の状態像)	6

## ●年度 生活困窮者自立相談支援事業 統計報告(●月分)

都道府県	全国	自治体		備考	
------	----	-----	--	----	--

## 1. 総括表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)														0
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)														0
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)														0
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)														0
うち	情報提供のみで終了													0
	他機関へのつなぎで終了													0
	スクリーニング判断前に中断・終了													0
支援決定・確認件数(再プランを含む)														0
うち 支援決定あり														0
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)														0
事業に 等基 づく	住居確保給付金													0
	一時生活支援事業													0
	家計改善支援事業													0
	就労準備支援事業													0
	認定就労訓練事業													0
その他	自立相談支援事業による就労支援													0
	生活福祉資金による貸付													0
生活保護受給者等就労自立促進事業														0
評価実施件数(再プランを含む)														0
評価 結果	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0
見 変 ら れ た	変化あり													0
	変化なし													0
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0
③プラン作成者以外														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0

## 2. 初回プラン・再プラン内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)														0
うち 支援決定あり														0
支援決定・確認件数(再プラン)														0
うち 支援決定あり														0
評価実施件数(初回プラン)														0
うち	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0
評価実施件数(再プラン)														0
うち	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0

L20200-2

## 1. 相談者等(新規相談者、支援決定・確認者)の状況① (属性)

システム  
集計 自動計算

## 1. 相談受付状況

## ①受付機関

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
自立相談		0.0%		0.0%
家計改善		0.0%		0.0%
町村の一時相談窓口		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②性別

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
男性		0.0%		0.0%
女性		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ③過去の困窮制度の利用状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
なし		0.0%		0.0%
あり(相談のみ)		0.0%		0.0%
あり(支援中断)		0.0%		0.0%
あり(支援終了)		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ④年代

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
～10代		0.0%		0.0%
20代		0.0%		0.0%
30代		0.0%		0.0%
40代		0.0%		0.0%
50代		0.0%		0.0%
60代		0.0%		0.0%
70代～		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## 2. 家族・地域関係・住まい

## ①同居者の有無

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②婚姻状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
未婚		0.0%		0.0%
既婚		0.0%		0.0%
離別		0.0%		0.0%
死別		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ③子どもの状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ④住居の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
持家		0.0%		0.0%
借家		0.0%		0.0%
賃貸アパート・マンション		0.0%		0.0%
公営住宅		0.0%		0.0%
会社の寮・借り上げ住宅		0.0%		0.0%
野宿		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## 3. 健康・障害

## ①通院状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
通院している		0.0%		0.0%
通院していない/健康状態良い		0.0%		0.0%
通院していない/健康状態悪い		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②健康保険

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
国民健康保険		0.0%		0.0%
健康保険(国保以外)		0.0%		0.0%
加入していない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ③障害手帳等

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## (有の場合の内訳)

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
身体		0.0%		0.0%
知的(療育)		0.0%		0.0%
精神		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ④自立支援医療

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
利用		0.0%		0.0%
利用せず		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## 4. 収入・公的給付・債務等

## ①課税状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
住民税非課税世帯である		0.0%		0.0%
住民税非課税世帯ではない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②滞納の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
滞納あり		0.0%		0.0%
滞納なし		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ③債務の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
債務あり		0.0%		0.0%
債務なし		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ④公的給付(受給中)

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
雇用保険		0.0%		0.0%
老齢年金・遺族年金		0.0%		0.0%
障害者年金		0.0%		0.0%
特別障害者手当		0.0%		0.0%
児童手当		0.0%		0.0%
児童扶養手当		0.0%		0.0%
特別児童扶養手当		0.0%		0.0%
住居確保給付金		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## 5. 職業・職歴等

## ①就労

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
就労している		0.0%		0.0%
就労しているが、転職先を探したい/探している		0.0%		0.0%
今後、就労予定(就労先決定済み)		0.0%		0.0%
仕事を探したい/探している(現在無職)		0.0%		0.0%
仕事をしていない(仕事を探していない)		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②最終学歴等

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
中学(高校未入学)		0.0%		0.0%
中学(高校中退)		0.0%		0.0%
高校(大学中退を含む)		0.0%		0.0%
特別支援学校(学級を含む)		0.0%		0.0%
専門学校・専修学校・各種学校		0.0%		0.0%
高等専門学校		0.0%		0.0%
短大		0.0%		0.0%
大学・大学院		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ③直近の離職後年数

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
6ヵ月未満		0.0%		0.0%
6ヵ月以上～1年未満		0.0%		0.0%
1年以上～2年未満		0.0%		0.0%
2年以上		0.0%		0.0%
仕事をしたことがない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## 6. 緊急支援

## ①緊急支援の必要性

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
なし		0.0%		0.0%
あり		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

## ②緊急支援の内容

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
住居確保給付金		0.0%		0.0%
一時生活支援事業		0.0%		0.0%
生活福祉資金		0.0%		0.0%
その他の貸付		0.0%		0.0%
食糧支援(フードバンク等)		0.0%		0.0%
合計	0		0	



### 4. スクリーニング①(スクリーニング結果、支援決定・支援調整会議の状況等)

自動計算

システム  
集計

#### 1. スクリーニング結果

項目	件数	N=	割合
情報提供や相談対応のみで終了			0.0%
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ			0.0%
現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む			0.0%
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する			0.0%
スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)			0.0%

項目	件数	N=	割合
②相談受付からスクリーニングまでの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

#### 2. 支援決定・支援調整会議の状況

項目	件数	N=	割合
①スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合			
支援決定			0.0%
確認			0.0%
不明			0.0%
合計	0		

項目	件数	N=	割合
②初回相談受付から初回支援調整会議開催日(1回目)までの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

項目	件数	N=	割合
③初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

#### 3. 就労・増収者確認欄(継続支援(プラン作成)対象者以外)

項目	件数	N=	割合
※相談後の状況が分かった場合に入力(任意)			
一般就労開始(障害者雇用、継続的・限定的就労含む)			0.0%
※就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く			
自営業等雇用外への就労開始			0.0%
就労収入増加			
(雇用外を含む)一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収)			0.0%
合計	0		

#### 【クロス1】 属性別にみたスクリーニング結果

属性	項目	N=	件数				割合					
			情報提供や相談対応のみで終了	他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む	自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)	自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)	現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む	他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	情報提供や相談対応のみで終了
【性別】	男性		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	女性		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不明		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
【年代】	～10代						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	60代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	70代～不明						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

#### 【クロス2】 新規相談者の特性の該当項目数とスクリーニング結果

項目	該当項目数(件数)					計
	0個	1個	2個	4個	5個以上	
情報提供や相談対応のみで終了	0					0
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ						0
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する						0

(件数)

項目	該当項目数(割合)				
	0個	1個	2個	4個	5個以上
情報提供や相談対応のみで終了	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(割合)

### 7.プラン②(支援決定者・確認者の属性、法に基づく事業等の利用状況)

【クロス1】 支援決定者・確認者の属性・状況別 プラン期間内で一般就労の目標有無

性別	年代	サンプリング数 (A)		件数 (B)		割合 (=B/A)	
		目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない
男性	～10代					0.0%	0.0%
	20代					0.0%	0.0%
	30代					0.0%	0.0%
	40代					0.0%	0.0%
	50代					0.0%	0.0%
	60代～					0.0%	0.0%
女性	～10代					0.0%	0.0%
	20代					0.0%	0.0%
	30代					0.0%	0.0%
	40代					0.0%	0.0%
	50代					0.0%	0.0%
	60代～					0.0%	0.0%
合計	～10代	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	20代					0.0%	0.0%
	30代					0.0%	0.0%
	40代					0.0%	0.0%
	50代					0.0%	0.0%
	60代～					0.0%	0.0%
不明					0.0%	0.0%	

【クロス2】 支援決定者・確認者の属性・状況別 プラン期間内で一般就労の目標有無

課題(※)	サンプリング数 (A)		件数 (B)		割合 (=B/A)	
	目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない
経済的課題					0.0%	0.0%
生活環境の課題					0.0%	0.0%
心身の課題					0.0%	0.0%
その他					0.0%	0.0%
合計(C)	0	0	0	0	0.0%	0.0%

- (※)課題について
- 経済的課題 (多重・過重)債務、家計管理の課題、就労活動困難、就職定着困難
  - 生活環境の課題 (住まい不安定、ホームレス、生活習慣の乱れ、社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)、家族関係・家族の問題、介護、子育て、不登校、非行、中卒、高校中退、ひとり親、DV・虐待、外国籍、刑余者、被災)
  - 心身の課題 (病気が、障害(手帳有)、障害(無い)、自死企図、その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)、コミュニケーションが苦手、本人の能力の課題(識字・言語・理解等))

【クロス3】 プランにおける法に基づくサービス等利用の状況(一般就労の目標設定の有無別)

課題(※)	サンプリング数 (A)		件数 (B)		割合 (=B/A)	
	目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない	目標としている	目標としていない
経済的課題					0.0%	0.0%
生活環境の課題					0.0%	0.0%
心身の課題					0.0%	0.0%
その他					0.0%	0.0%
合計(C)	0	0	0	0	0.0%	0.0%

一般就労達成を目標にしていない  
一般就労達成を目標としている

システム集計

自動計算

【クロス4】 プラン実施に関わる関係機関・関係者

項目	一般就労達成を目標にしていない		一般就労達成を目標としている	
	件数	割合	件数	割合
ハローワーク		0.0%		0.0%
職業訓練機関		0.0%		0.0%
就労準備支援機関		0.0%		0.0%
地域若者サポートステーション		0.0%		0.0%
就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)		0.0%		0.0%
一般企業		0.0%		0.0%
各種協同組合(生協等)		0.0%		0.0%
農業者・農業団体		0.0%		0.0%
医療機関		0.0%		0.0%
(上記、医療機関の内、無料低額診療実施機関)		0.0%		0.0%
行政の係長担当部署		0.0%		0.0%
行政の課長担当部署		0.0%		0.0%
精神保健福祉センター		0.0%		0.0%
障害者就業・生活支援センター		0.0%		0.0%
障害者就労支援事業所		0.0%		0.0%
その他障害者支援機関・施設		0.0%		0.0%
行政の高齢担当部署		0.0%		0.0%
地域包括支援センター		0.0%		0.0%
居宅介護支援事業所・その他介護事業所		0.0%		0.0%
行政の子ども家庭担当部署		0.0%		0.0%
教育委員会		0.0%		0.0%
小・中・高(特別支援含む)学校		0.0%		0.0%
大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)		0.0%		0.0%
その他教育機関		0.0%		0.0%
家庭児童相談室(福祉事務所)		0.0%		0.0%
児童相談所・児童家庭支援センター		0.0%		0.0%
児童福祉施設		0.0%		0.0%
その他子育て支援センター		0.0%		0.0%
行政の人権担当部署		0.0%		0.0%
男女共同参画センター		0.0%		0.0%
婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)		0.0%		0.0%
福祉事務所(生活保護担当部署)		0.0%		0.0%
ホームレス支援機関		0.0%		0.0%
一時保護施設		0.0%		0.0%
警察		0.0%		0.0%
更生保護施設・自立準備ホーム		0.0%		0.0%
地域生活定着支援センター		0.0%		0.0%
行政の総務担当部署		0.0%		0.0%
行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会		0.0%		0.0%
食料支援関係団体(フードバンク等)		0.0%		0.0%
食料支援関係団体(生活福祉資金)		0.0%		0.0%
小口貸付(生活福祉資金除く)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)		0.0%		0.0%
成年後見人制度の支援機関		0.0%		0.0%
法テラス・弁護士・司法書士		0.0%		0.0%
消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口		0.0%		0.0%
行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会)		0.0%		0.0%
居住支援法人		0.0%		0.0%
不動産・保証関係会社		0.0%		0.0%
地域の生活困窮者自立相談支援機関		0.0%		0.0%
民生委員・児童委員		0.0%		0.0%
外国人支援団体・相談窓口		0.0%		0.0%
ひきこもり支援機関		0.0%		0.0%
NPO・ボランティア団体		0.0%		0.0%
商店街・商工会等経済団体		0.0%		0.0%
町内会・自治会、福祉委員、近隣住民		0.0%		0.0%
ライオン・民間事業者(電気・ガス・水道)		0.0%		0.0%
保母所(動物・ペットの多頭飼育等)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会(資金・日常生活自立支援以外)		0.0%		0.0%
その他行政の担当部署		0.0%		0.0%
家族・親族・その他キーパーソン		0.0%		0.0%
その他1		0.0%		0.0%
その他2		0.0%		0.0%

【クロス5】 支援決定・確認者の特性のチェック項目数とプランに関わる関係機関・関係者数

アセスメント結果のチェック項目数	プランの実施に係る関係機関・関係者数(件数)				
	1個	2個	3個	4個	5個以上
一般就労達成を目標にしていない	0	0	0	0	0
一般就労達成を目標としている	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

L20200-9

## 8.評価①(評価の実施状況)

(1)支援決定・確認ケースにおける種類の実施状況

項目	件数	N=	割合
実施した	0	0	0.0%
実施しない	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(2)相談受付けから評価実施までの期間の分布

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(再プログラムを含む)

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(3)支援決定・確認から再実施までの期間の分布

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(再プログラムを含む)

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(4)プログラム評価の結果

項目	件数	N=	割合
継続	0	0	0.0%
再プログラムして継続	0	0	0.0%
中断	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(クロス1)プログラム回数別のプログラム評価の結果

項目	N=	
	1回	2回
継続	0	0
再プログラムして継続	0	0
中断	0	0

【件数】

項目	N=	
	1回	2回
継続	0	0
再プログラムして継続	0	0
中断	0	0

(1)目標の達成状況

項目	N=	
	初回プログラのみ	再プログラムを含む
生活保護適用	0	0
住まいの確保・安定	0	0
医療機関受診開始	0	0
健康状態の改善	0	0
日常生活能力向上・改善	0	0
自立支援プログラムの改善	0	0
自立支援プログラムの実施	0	0
精神の安定	0	0
債務の整理	0	0
家計の改善	0	0
保険関係収入の増加	0	0
年金関係収入の増加	0	0
その他収入増加	0	0
就労収入増加	0	0
一般就労開始(継続的就労)	0	0
一般就労開始(偶発的)	0	0
雇用契約を伴う就労開始	0	0
随時就労開始	0	0
自営業等雇用外の就労開始	0	0
就労活動開始	0	0
職業訓練開始	0	0
社会参加機会の増加	0	0
その他	0	0
合計	0	0

(変化が見られたケース数)

項目	N=	
	初回プログラのみ	再プログラムを含む
変化あり	0	0
変化なし	0	0
合計	0	0

(2)法に基づく事業者の利用実績等

項目	N=	
	件数	割合
住居確保給付金	0	0.0%
一時生活支援事業	0	0.0%
家計改善支援事業	0	0.0%
就労準備支援事業	0	0.0%
認定就労訓練事業	0	0.0%
合計	0	0.0%

(認定就労訓練事業の形態)

項目	件数	割合
雇用型	0	0.0%
非雇用型	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	0	0.0%

(3)プログラムの経過・継続に関する本人希望

項目	N=	
	件数	割合
継続を希望	0	0.0%
継続を希望しない	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	0	0.0%

(4)支援期間

項目	N=	
	件数	割合
1か月以下	0	0.0%
1か月～3か月	0	0.0%
3か月～6か月	0	0.0%
6か月～12か月	0	0.0%
12か月～18か月	0	0.0%
18か月～24か月	0	0.0%
24か月以上	0	0.0%
合計	0	0.0%

システム 自動計算

(クロス2)相談受付けから評価が最終までの期間分布

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プログラムを含む)

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(クロス3)支援決定・確認から評価が最終までの期間分布

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プログラムを含む)

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(初回プログラのみ)

項目	件数					割合
	30日以下	31～60日	61～90日	91～120日	121日以上	
一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プログラ含む)

項目	件数					割合
	1か月以下	1か月～2か月	2か月～3か月	3か月～4か月	4か月～12か月以上	
住居確保給付金	0	0	0	0	0	0.0%
就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
家計改善支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(日数)

項目	件数	
	(日数)	(月数)
住居確保給付金	0	0
認定就労訓練事業	0	0
合計	0	0

(平均利用日数)

項目	件数	割合
一時生活支援事業	0	0.0%
認定就労訓練事業	0	0.0%
合計	0	0.0%

L202000-17

## 16. ステップアップ①(初回面談時の状態像)

システム集計

自動計算

### ■「自立意欲」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の件数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 遊び、趣味等の好きなどに対しては意欲がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 就労や地域活動(ボランティア等)などを行おうとしている。また毎週に行っている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ■「自己肯定感」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の件数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 自分のことを否定し、受け入れられない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自分のことを肯定的に話すことが多く、頼られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. しばしば自分のことを肯定的に話すことが、自分の良い点を挙げるができる。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 自分のことを肯定的に話すことがなく、肯定的に受け止めている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ■「社会参加」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の件数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 限られた家族・支援者との関わりがある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 仕事・地域活動(ボランティア等)、趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

各都道府県生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」  
の策定及び提出について（依頼）

平素より、生活困窮者自立支援制度の推進にご尽力賜り、感謝申し上げます。

平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進することとされ、その実施を努力義務としたほか、自治体が両事業に取り組みやすくなる事業実施上の工夫等を講じてきたところです。

また、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度～3年度を集中実施期間として完全実施を目指していくこととし、国としても、こうした事業実施の取組をサポートする観点から、両事業の実施に当たっての取組方策や取組事例を取りまとめたものの周知や、都道府県が開催する会議に厚生労働省の職員を派遣し、都道府県等からの相談に応じるなど、継続的な支援を行ってきたところです。

令和2年度は、この3年間の集中実施期間の2年目にあたることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に重点的な対応が必要な都道府県に対する厚生労働省による支援を進めることとしました。


つきましては、都道府県において、管内自治体がいつから任意事業を開始する予定かを改めて聴取し、その結果を下記のとおりご提出ください（聴取については、一時生活支援事業と子どもの学習・生活支援事業も含めます）。なお、この回答結果については、自治体名を含めて公表することを予定していますので、ご理解願います。

都道府県におかれては、この聴取を通じて管内自治体の実施予定だけでなく、事業開始に向けた準備の状況等を正確に把握し、支援に役立ててくださいますようお願いいたします。また、管内未実施自治体が予定よりも前倒しで実施できるよう、積極的な支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 実施予定状況 別紙のとおり
2. 提出先 [jiritsu-model@mhlw.go.jp](mailto:jiritsu-model@mhlw.go.jp)
3. 提出日 令和2年3月6日（金）締め切り

4. 任意事業実施予定状況に関する今後のスケジュール（予定）

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室	都道府県 生活困窮者自立支援制度所管課
令和2年 2月	各都道府県に「任意事業実施予定状況」の提出を依頼（当該事務連絡）	「任意事業実施予定状況」の作成
3月	管内に就労準備支援事業と家計改善支援事業の未実施自治体が多く、事業実施が進まない自治体については、重点的な支援を行う都道府県として選定し、選定された都道府県に伝達（回答結果を公表）	「任意事業実施予定状況」を提出（3月6日ㄨ）
4月～ 	事業実施に向けた準備の進捗状況について定期的に都道府県に確認  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">必要に応じて担当者を派遣し、都道府県とともに事業未実施自治体に対する助言・支援等を実施</div>	管内の就労準備支援事業と家計改善支援事業の未実施自治体に対し、実施予定どおりに開始できるよう、必要な助言・支援を実施するほか、できる限り前倒しで実施ができるよう、必要な情報提供や支援を実施
令和3年 3月	次年度に向けた新たな「任意事業実施予定状況」の策定を依頼	次年度に向けた「任意事業実施予定状況」を策定

（照会先）  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 佐藤、平野  
電話 03-5253-1111（内線 2232、2234）  
FAX 03-3592-1459



生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況

担当部署課		〇〇部〇〇課		〇〇県																
担当者名		補職 〇〇 〇〇	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																
1. 管内における任意事業の実施開始予定 (〇単独実施 ●広域実施) 令和2年度のみ開始時期 (①4~6月、②7~9月、③10~12月、④1~3月)																				
自治体名	就労準備支援事業				家計改善支援事業				一時生活支援事業				子どもの学習・生活支援事業							
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
〇〇県	●				○				○					○						
〇〇市	○					有	○		○					○						
××市	○				○	②							●							
△△市	○				○								●							
■市	○				○								●							
◎市	○				○								●			有				
▽市	●								●				●							
●●市	●								●				●							
◇市			有	○	○								●			○ ①				
□市	●				○								●							
▲市	●				○								●			○				
◆市	○				○								●			○				
○×町	○		有						●		○									
△町				●					●				●			○				
◇町				●					●				●			○				
計 ( 15 )	12	12		15	15	8	9		13	15	3	3		15	15	8	9		9	11
実施率	80.0%	80.0%		100.0%	100.0%	53.3%	60.0%		86.7%	100.0%	20.0%	20.0%		100.0%	100.0%	53.3%	60.0%		60.0%	73.3%
														確認日	2020	年	3	月	2	日

2. 希望する国からの支援	
該当	内容
○	情報提供
○	担当者の派遣
○	広域実施の予算補助
○	その他

具体的な内容

実施事例の情報提供等

事業説明会を開催する際に、情報・ノウハウの説明をしてもらいたい。

△町と◇町の令和3年度からの就労準備支援事業実施にあたり、令和2年度中にモデル実施（県主導）の予算補助を希望する。

令和2年度の予算事項である任意事業の実施体制の整備促進について利用希望はあるか。

(注意点)

- 〇1. で記入する「自治体コンサルティングの希望」については、希望自治体数をおおまかに把握するためのものであり、この回答をもって決定するものではありません。正式には、令和2年7月頃に事務連絡を改めて送付しますので、その際に改めて利用希望を提出してください。
- 〇2. で記入された「希望する国からの支援」については、できる限り尊重し実施できるよう努めますが、必ずしも実施することを約束するものではありませんので、ご了承ください。

# 4 地域福祉の推進関連

## 地域福祉計画策定状況等について

### I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

#### 【調査の概要】

- 調査対象:1741市町村
- 回答数 :1741市町村(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

### II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

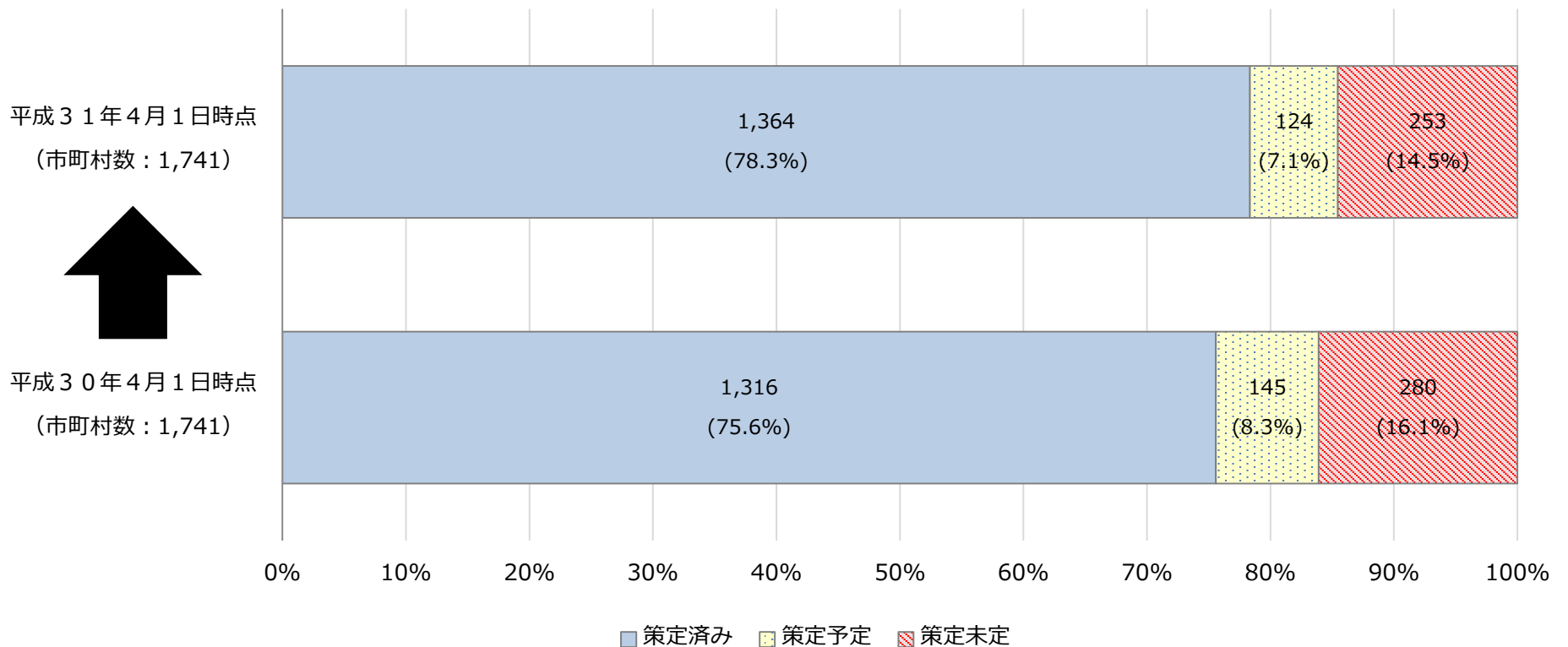
#### 【調査の概要】

- 調査対象:47都道府県
- 回答数:47都道府県(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

### <市町村地域福祉計画の策定状況>

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,364市町村(78.3%)となり、前回調査と比較して2.7ポイント増加した。

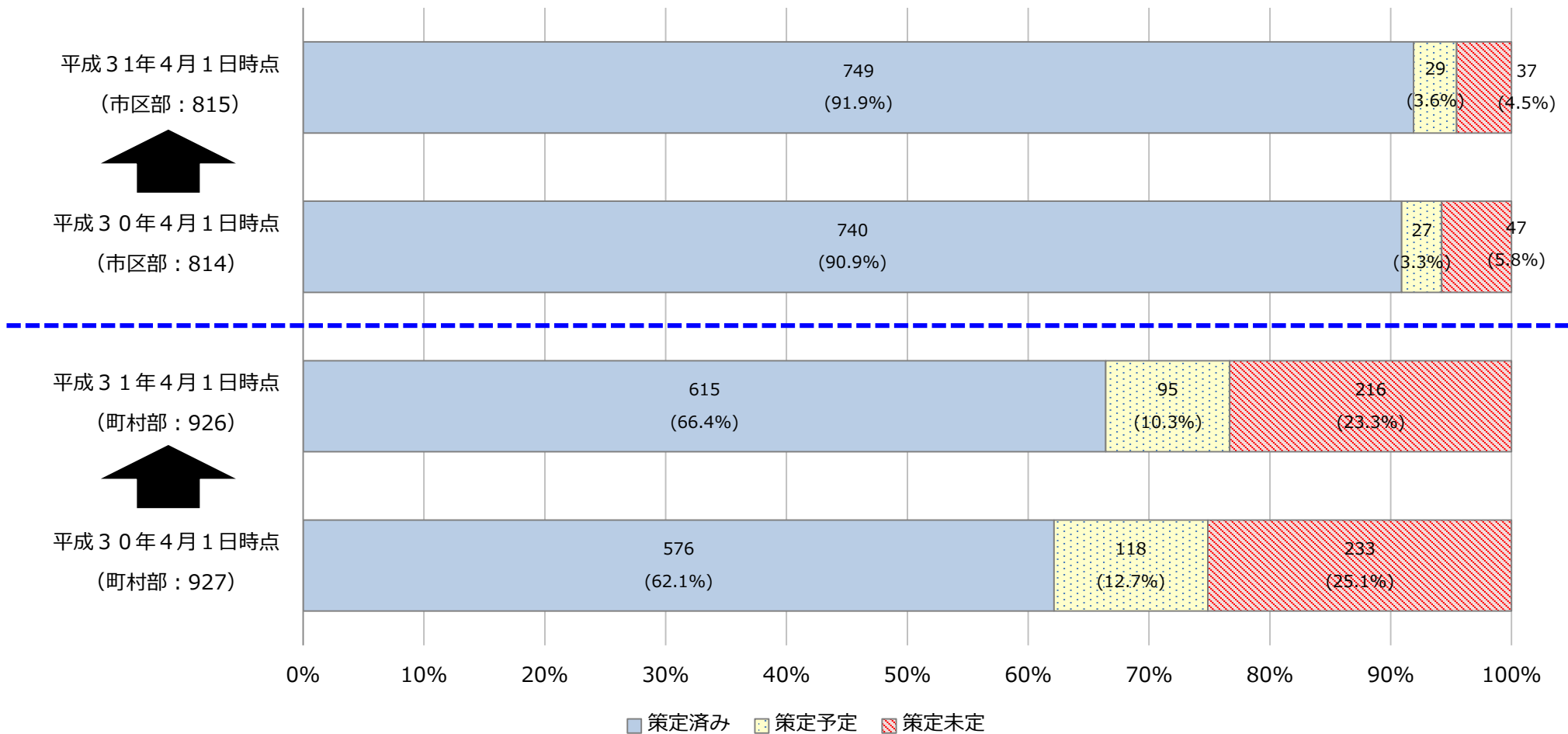
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況





## <市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は1.0ポイント、町村部は4.3ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(91.9%)と町村部(66.4%)の間には依然として約1.4倍の差が生じている。

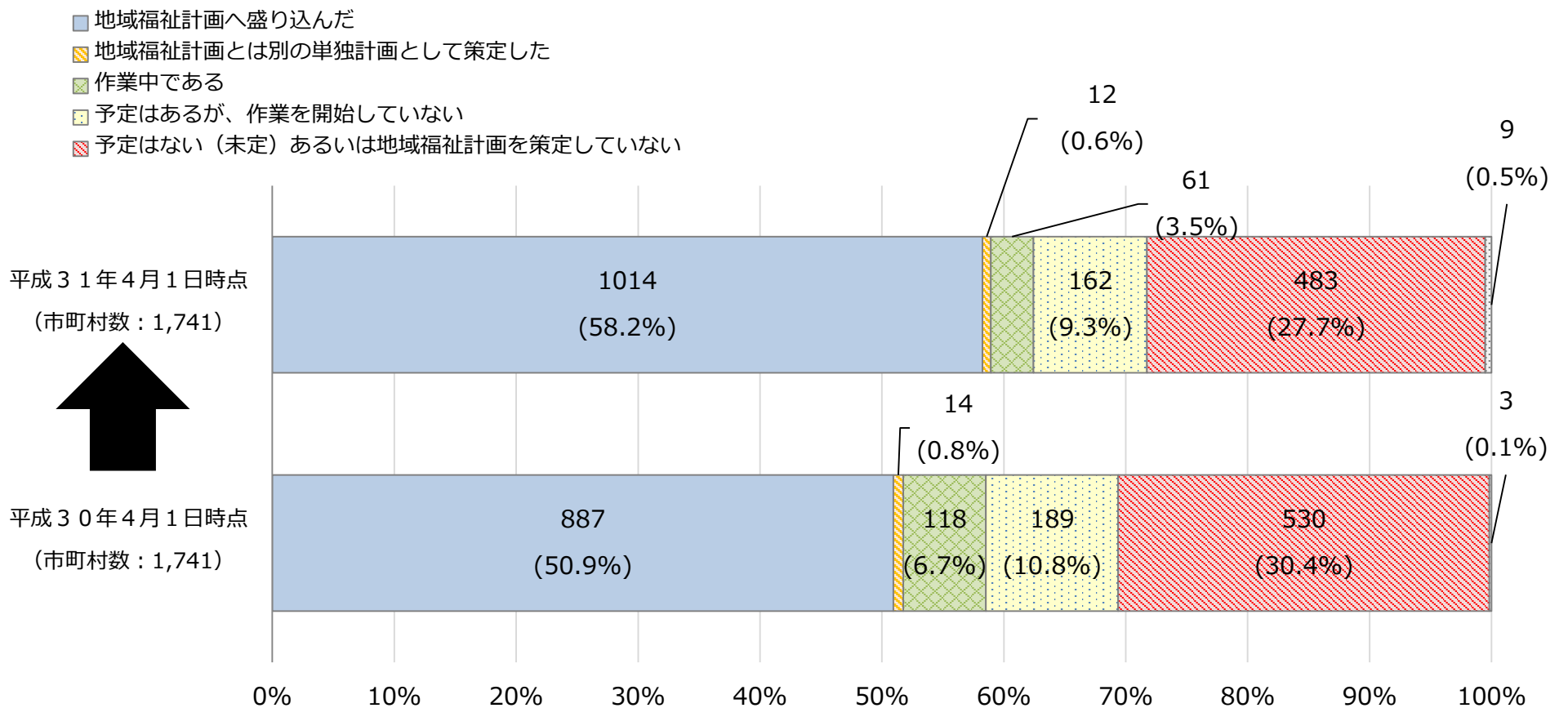


## <市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、1,014市町村(58.2%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して7.3ポイント増加した。
- 「別の単独計画として策定した」12市町(0.6%)、「作業中である」61市町村(3.5%)を合わせると62.3%になる。

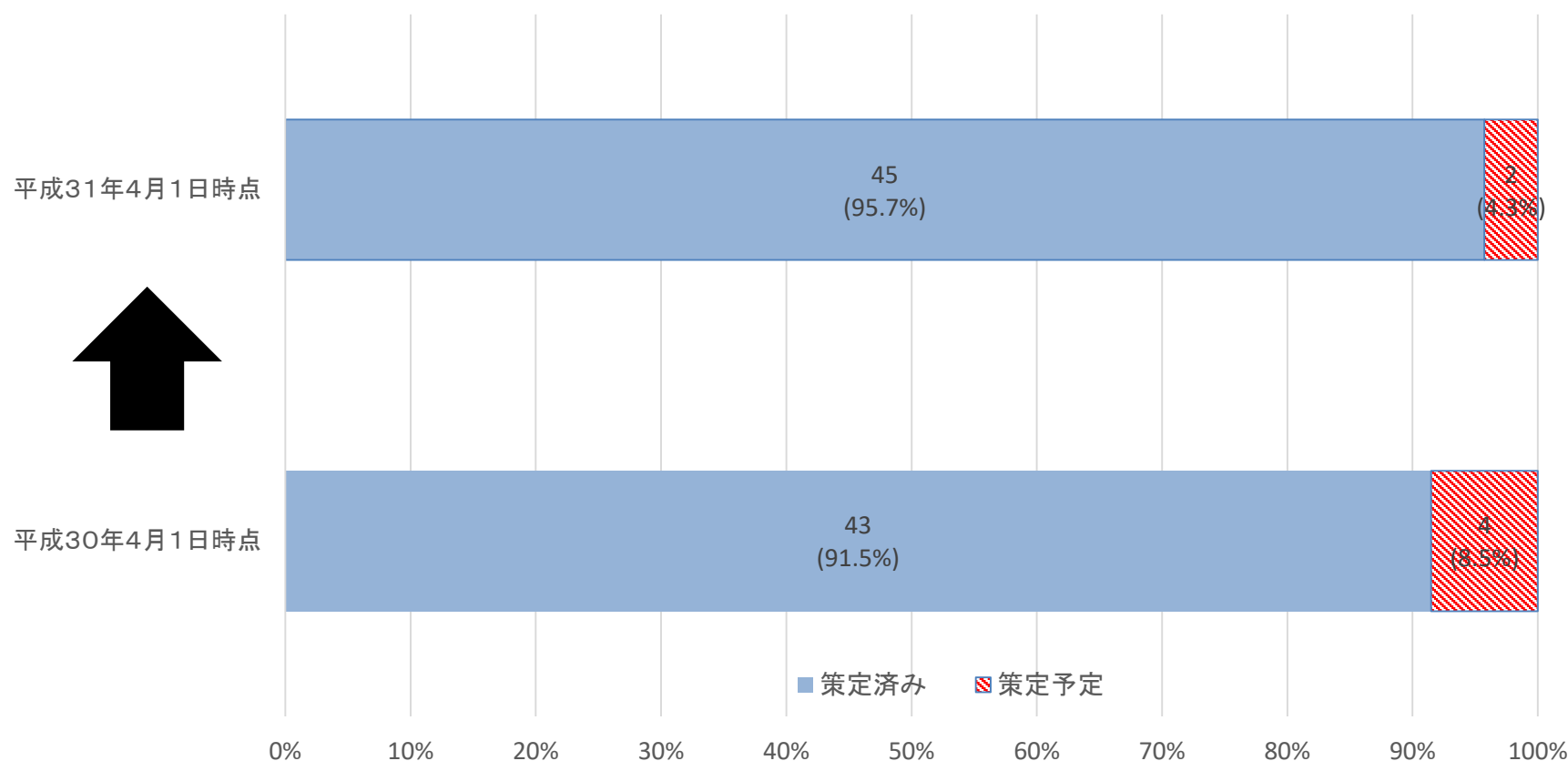
全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答



## <都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

○「策定済み」は45都道府県(95.7%)となり、「策定予定」が2県(4.3%)となっている。

47都道府県の回答



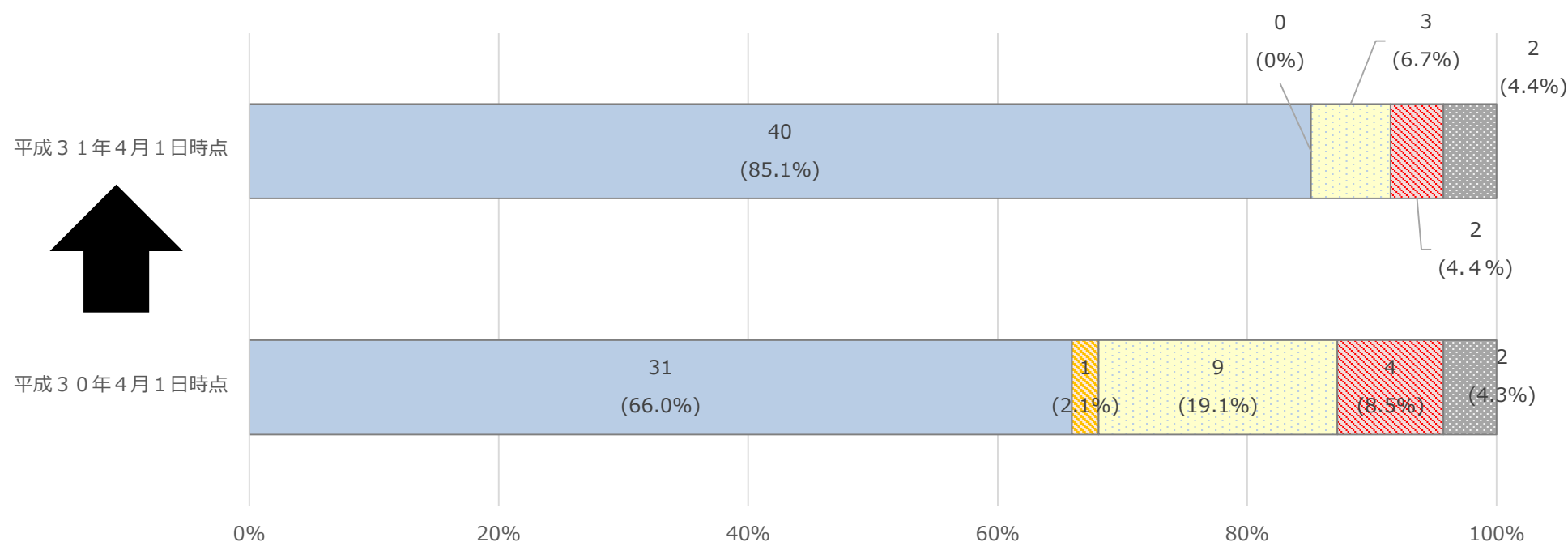
## <都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

### 【盛り込み状況】

○ 47都道府県のうち生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは40都道府県(85.1%)であり、前回調査と比較して19.1ポイント増加している。

○「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」をあわせると4県(8.8%)となり、前回調査と比較すると4.0ポイント減少している。

全47都道府県の回答



■ 地域福祉支援計画へ盛り込んだ ■ 地域福祉支援計画とは別の単独計画として策定した ■ 作業中である ■ 予定はあるが、作業を開始していない ■ 予定はない(未定)